

序 文

会憲と補則書が 1984 年に承認されてから多くの改訂や言語の変更が行なわれてきた。

1989 年と 1993 年の総会は 1989 年 11 月 14 日（1989 年総会）と 1995 年 3 月 19 日（1993 年総会）に、奉獻生活・在俗会省（CICL）によって承認された会憲が更に改訂されることを承認した。

1993 年に総会は 1994 年から 1997 年までの本部役員チーム形態を承認した。会憲が変更されなかったため、この形態がどのように適応されるかについては 1993 年総会決定事項に含まれている。1997 年と 2001 の総会はチーム形態の採用を再承認した。

本部役員の任期を 4 年から 6 年にすることと、再選の被選挙資格に関する変更は 1997 年の総会で承認され、2001 年 7 月に CICL に承認された。

以下の文書に含まれている最後の二つの変更は 2001 年総会によって承認された。それらは 1) 会憲の 60 の中の、選挙の時に司教が立ち会う必要がないという変更と、2) 補則書 39-40 の O の管区（準管区）の方針作成機関に関する変更である。

会憲と補則書のこの版は、1997 年総会で承認されたものの再版である。これらは上述の各総会、CICL によって認められた変更と、inclusive language についての変更を総合したものである。

会 憲

カロンデレットの
聖ヨゼフ修道会
2001年

カロンデレットの聖ヨゼフ修道会、聖座法による修道会は修道会の特別な法に教会普遍法のある部分のみが引用されているだけであっても、教会普遍法を守る義務を認めている。特別な法

目 次

の決定事項をふくむ。

会 憲

1. 生 活	
カロンデレットの聖ヨゼフ修道会	7
修道誓願	8
祈 り	10
共同体	12
奉仕職	13
2. 組織と会員の身分	
修道会の統治	17
支部単位	18
地区単位	19
管区と準管区単位	19
本部統治	26
物的財産	29
会員の身分と修道会における生涯養成	30
会員の身分	30
養 成	??
転属及び退会	34
転 属	34
退 会	34
会 憲	36

会 宪

第 1 部

生 活

カロンデレットの聖ヨゼフ修道会

1. 私たちの修道会は貞潔、清貧、従順の福音的勧告の誓願を通して、神をたたえ、ひたすら神と、すべての人々のために生きる修道女たちの共同体である。御父の愛をあらわすために御自分を無とされたイエスの精神にならい、すべてを分けへだてなく愛される御父と、私たちがこの世において「神の偉大な愛の修道会」となれるようにされる聖霊とに、すべてを委ねる。私たちは聖霊のひらめきに対する忠実さと、隣人への謙遜で、心からの奉仕において、聖マリアと聖ヨゼフの模範を仰ぐ。

2. ご聖体は今なおキリストの全き姿へと成長を続ける私たちの、生きた一致の源であり、しるしであり、表現である。私たちはイエスの生と死と復活の秘儀に、より深く入っていくことによつて、イエスの力に満たされるよう、自分自身を無にする。私たちが共にする生活の中で私たちの一致と愛の絆は、私たちが

- 共通の信仰と希望
- 共通の歴史と精神
- 共通の祈りと目的

を分かち合っていくとき強められる。私たちの生活と奉仕職を通して復活されたイエスの現存の喜びと希望、そして愛をこの世にもたらす。

3. この世でキリストの使命を続けていくことは、私たちに寛大で勇気ある愛をもつて至福の精神のうちに生きるようにと呼びかける。私たちが聖霊に対して忠実になればなるほど、他の人々の必要性、特に貧しい人々の必要性に対して敏感になり応答できるようになる。私たちは全世界の救いを望み、そのために最もふさのしい方法で、穏やかさと平和、単純さと喜びの精神をもつて働く。私たちは、私たちの間で何か善いことを始めてくださったお方が必ずそれを完成させてくださることを確信しているので、神の栄光のため、何事も愛と謙遜のうちに勇気をもつて行ない、耐え忍び、また果たしていく。

4. 聖霊は私たちを神の国のために、自由に自分自身を、神に、また共同体の一人ひとりに委ねるように招かれる。貞潔、清貧、従順、の誓願を通して分けへだてなくすべての人々のために、生涯を主に奉献することを約束する。徹底的に福音に応えながら、祈りと愛のうちに私たちの全存在を神に向けていく。そしてすべての人を神における自由と一致に導いていく神の子の御働きに私たちも与るように努める。イエスのように、私たちは自己を無にしていくのに要求されることとして、死と生命の秘義を心から愛する。

5. 私たちは貞潔の誓願を通して、神の国のために独身生活とキリスト教的貞潔の生活によつて聖霊の招きに応える。このことは、その生活によつてイエスの使命に与るために、私たちを自由にしていってイエスとの関係を絶えず深めていくことへと導く。

- 全く人間的で、また人格的な使徒的愛に招かれているので、私たちは一人の人を独占的に愛するよりすべての人を愛することを選ぶ。
- 私たちはこの深められていく親密なかかわりを育てる以下のような個人的修徳の責任をとる。
 - イエス・マリア・ヨゼフの生活や態度の観想
 - 教会の秘跡的生活への参与
 - 強い共同体のつながりと、活力を与えるお互いのかかわりを発展させること
 - 私たちの奉献を養い育てるような、余暇とレクリエーションを選ぶこと
- 私たちは貞潔に基づく独身者の愛の意味を私たちの生活と奉仕職に統合するように絶えず努める。

6. 私たちは修道的清貧の誓願を通して、この世の財産を自分の意のままに使用したり処分したりする権利を自由に放棄することによつて、聖霊の招きに応える。私たちは修道的清貧つまり、神と共同体に全き依存のうちに生きるあの自己を無にする事の模範をキリストに仰ぐ。

- 生活の簡素さは次のようなことで私たちに挑戦する。
 - 必要な物をそれが与えられる時に使用すること。
 - 本当に必要な物だけを慎重に選び、必要と思われる物がととのえられない時もそれで満足する
 - 他の人々と私たちの持っている物を分かち合うこと

-
- 所有欲から自由になるように努めること
 - 貧しい人々や必要としている人々に対して敏感になること
 - 私たちの伝統によれば、私たちの着ている修道服は補則書に書かれているように、私たちの奉獻のしるしであり福音の証しである。
 - 贈物、所得、保険等によって得るものすべては修道会に属し、私たちの必要とするすべてを修道会に頼ることによって満足する。会員は財産の所有権を保っているが、財産の使用と収入についての管理権を放棄する。会員は財産を普遍教会法と会憲および補則書に明確に記された項目にしたがって放棄することができる。
 - 会の財産は宣教、特に貧しい人々への奉仕を促進するために使われる。

7. 私たちは修道的従順の誓願を通して上長として私たちに奉仕する人々に従い、会憲の指針に従って生きるようにとの聖霊の招きに信仰のうちに応える。従順なキリストと一致して、私たちは神の国の建設においてイエスが私たちにお望みになることを果たすことの苦しみも喜びも受ける。すなわち

- 私たちは神の御旨をきき、それに従うために共同体として一致を保つ。
- 私たちは御言葉や秘跡を通して、また人々や日常の出来事を通して語られる聖霊に耳を傾ける。
- 個人として、またグループとして、神の御旨を識別する過程として、私たちは祈り、対話し内省する。
- 上長、すなわち総長、管区長、準管区の管区長は、重大な事柄に関して正式な命令状によって私たちを従順に招く権利を有すると私たちは認識する。
- 私たちの共同の生活と奉仕職に関して、会憲に従って決定を下す権威をもつ総長と総会に対して信仰のうちに応えていく。
- 私たちは修道者としてローマ教皇と新しい従順のきずなで結ばれている。

8. 聖霊は共同体の中で私たちの奉獻を生きぬくように、私たちを招き、また共にする生活からくる力によつて、自分を超えて必要としている世界に奉仕するように招いている。私たちは自由に愛する。簡素に生きる。そして注意深く聴く。このようにして私たちはイエス・キリストの行なわれたことを行ないつつ、他の人々に自分を与えながら、イエス・キリストへの献身を実現していく。

祈り

9. 祈りは神との生きたかかわりである生活のリズムと共に動き、成長していくかかわりである。祈りのうちで私たちはイエスのいのちと友情を分かち合い、神の愛と御旨と光栄を探し求めるようにと私たちを招かれる復活されたイエスの変容させる力に自分自身を開いていく。

10. 個人的な祈りの中で、また共同体としての祈りの中で、私たちは感謝と賛美の心をもって神の愛を喜ぶ。私たちはイエスの生活と態度を観想しながら、また聖マリアと聖ヨゼフの聖霊への忠実さと謙遜で心のこもった隣人への奉仕の模範を観想しながら、私たち自身をイエスに一致させる。私たちは聖霊のひらめさを探し求め、平安な心で待ち、その訪れの時、喜んでそれを受け入れる。

11. 私たちの修道会にとって、ご聖体は私たちの一致の最も大切なしるしであり、源であり、そして表現である。聖体祭儀において私たちは、神と、お互い同志と、また世界のすべての人々と最も深く結ばれる。

- 状況が許す限り毎日の聖体の典礼的祭儀にあずかり、伝統を保ち続ける。
- 各共同体はグループとして聖体祭儀を計画する。
- 使徒的共同体の会員として、私たちは他の人々と共に聖体祭儀を行なう。

12. 私たちの生活と奉仕職に活力を与えるために、秘跡的な力と現存に頼り、私たちは和解の秘跡をたびたび受けることによつて、主のゆるしといやしの愛を求める。支部共同体は秘跡的、また秘跡的でない共同和解式をもって主と、お互い同志と、また他のすべての人々と和解の必要性をあらわす。

13. 聖父、聖子、そして聖霊との一致は私たちの修道生活の中心であり、使徒的実りの源である。

- 各会員は毎日の祈りを通して神とのかかわりを深めようと絶えず意識し努力する。支部共同体はこの点に関してそれぞれ独自の必要性を配慮し、祈りのために必要な時間と場所を設ける。

-
- 支部共同体は毎日の共同の祈りをする責任がある。各支部共同体を構成している会員や奉仕職が共同体の祈りの種類や形式に影響を及ぼ
 - 神の御書葉の黙想とその他の形の共同の祈りは私たちの伝統にあつたものである。その中で教会の朝夕の祈りは重要視されている。
 - 各シスターは年の黙想をする。個人としても、支部共同体としても静修や刷新のための機会を利用する。修道会は黙想と刷新のための時間や手段が得られるように保障する。
 - 私たちはすべての会員のために祈り、生きている会員のためにも、亡くなった会員のためにも、特に聖体祭儀の中で祈る。亡くなった会員の記念日にその会員のために祈る。

14. 個人でする祈り、また共同体でする祈りは、お互いに対して、また、他のすべての人々に対する私たちのあり方に影響を与える。祈りは私たちが望んだり、想像したりする以上にすべてを成しとげてくださる力を持つておられる主と、私たちを結びつける。

共同体

15. 聖霊は「私が愛したように、たがいに愛し合いなさい」とのイエスのご命令に、私たちが日々応えながら、一つの心、一つの魂となるように、私たちを共に招かれる。この招きにこたえるために私たちが一致と和解の女性として共にする生活を確かなものとする絶えまない回心が要求される。私たちは主との、おたがい同志との、そして他のすべての人々との一致の源であるご聖体のうちに最も深く結ばれた共同体である。

16. 私たちは共同体の生活の中で、主において個人としても、共同体としても成長していけるような雰囲気を作り出す責任を共にになう。私たちは相互の生涯にわたる支えと祈りを通してより深い愛を目指して成長してゆく。私たちは私たち自身と私たちの持っているすべてを分かち合うことによって、この愛を示すように招かれている。その愛を私たちは次のような形で表現する。

- お互い同志の善さを信じ合うこと
- お互い同志の重荷や弱さをにない合うこと
- お互い同志の喜びや長所を共に喜ぶこと
- 憐み深く赦し合うこと
- お互い同志慰め力づけること

私たちはキリストが私たちの間に現存されるしるしである喜びと平和のうちに生きるよう努める。

17. 歓待することは修道会の会員がそれに招かれている心からの愛徳の表われである。各支部共同体は構成している会員と状況に応じたプライバシーと歓待のバランスを決める。各支部共同体はその家の中で他の人々に開放される部分を決める。

18. 私たちは通常C SJの支部共同体の中で生活する。管区長または準管区の管区長は一般教会法の規定にしたがって一人のメンバーにC SJの支部共同体から離れて生活する許可を与えることができる。

19. 生から死を経て復活された主と一致して、私たちはこの世において、また、この世のために、人間の共同体であるが故に生じる喜びも痛みも分かち合うのである。私たちが、すべての人々を分け

へだてなく愛するように努めていくとき、私たちが共にしているその生活を通して、神のみ国の存在と到来を告げ知らせるのである。

奉 仕 職

20. 創立当初から、私たちの修道会は「女性として出采、しかも愛する隣人に最も益となる霊的及び肉体的慈善の業」、すなわち孤児、貧しい病人、少女、貧困者、その他、助けを必要とする人々に対する奉仕職を行なうために捧げられている。私たちはこの精神を保ち、現代において人々の霊的、肉体的必要性に応える思いやりと慈善の業に従事する。私たちは以下のようにして、それを行なう。

- いやし、そして和解をもたらす。
- すべての人に分けへだてなく奉仕する。
- 福音を生活を通して世に示す。
- 神の国の建設のために、他の人々がより積極的こ責任がとれるようになる。
- すべての人の人間としての尊厳を認め、擁護する。
- 特に貧しい人々への関心をもつて正義を促進する。

21. 聖ヨゼフ会の修道女として私たちの宣教は、御父によつてイエスに与えられた使命を継続するという教会の宣教である。教会における私たちの修道会としての、また個人としての責任は、霊的、物質的な必要性を認識し、それに応えていくという使命を担うことである。そのために管区長、または準管区の管区長は、私たちの奉仕職に効果的な方向性を与えるために司教と協働していく。これらの必要性の表われは、時と文化と人々の状況によつて多様化する。修道会はある種の奉仕職を認めて、その会員を一致と和解の私たちのカリスマを通して、正義と愛と平和のキリストの御国の建設にあずかるようにと教会の名において派遣する。

22. 私たちは「祈りなさい、いやしなさい、教えなさい、愛しなさい、そして赦しなさい」と言う御命令に従って、私たちのたまものをおしみなく使う。温厚、平和、喜びのうちにキリストが、その使命を私たちを通して必ず実現されることを信じて、(神の国を建設することを)熱望されるキリストの、より愛すべき効果的な道具となることができるように努める。



会 憲

第2部

組織と会員の身分

修道会の統治

23. 聖霊の力に満たされて、私たちはこの世でキリストの使命を継続していくために、聖ヨゼフ会の修道女として共に集まる。私たちは会憲に従って個人を通して、または総会を通して表わされた聖霊のひらめきに心からの愛をもって応える。そのような権威は、各々の会員の賜物と呼ばひさまし、私たちが一緒になつてより完全に神の偉大な愛の修道会となつていけるような状況を整える。

24. 各会員は次のことに責任がある。

- 修道会の共同の生活と奉仕職の方向性にかかわりを持ち、それに関して提案をする。
- 愛の奉仕を励ます雰囲気醸し出すために、他の会員たちのために祈り、チャレンジし、信頼する。
- 職務によって修道会を代表し、共同の生活と奉仕職に関する決定をする権威をもつ人々を励まし、協力し、また意志の疎通を図る。
- 信仰と喜びの精神で、会憲と総会による指針に従う。
- 支部、管区、本部の統治に参加する。

25. 権威ある職務にある者は本部であれ、管区または支部であれ、会憲に従って通常の権威を行使する。その愛の奉仕は次の通りである。

- 私たちが神および神の民のために全てとなれるような信頼と尊敬の相互関係を作る。
- 聖霊に耳を傾け、そしてそのひらめきを識別するにあたって、個人やグループを助け励まし、チャレンジする。
- 神の御旨が明らかだと思われる時には、私たちの応答を認証する。
- 教会や社会と協働する。それらの必要性や洞察は、私たちの奉仕職の実践に大きな影響をもっている。
- その権限の範囲内で決定を下す。

26. 一定の状況における権威の奉仕職は、その状況にある全ての人の努力と賜物を合わせることによって最もよく生かされていく。上長はその職務のある機能を実施するために権限を委任することができる。彼女は誰にどの職務を委任したかを、会員の皆にはっきりと伝える。最終責任はその上長にある。

27. 修道会の統治は、会員同志の相互関係を秩序づけ、会員の役割を明示することによって、共同の生活と奉仕職を円滑にするような組織と職務を規定する。相互依存、協働と補完性の原理は会の統治組織の基本である。

28. 修道会は本部統治の下に統合され、管区、準管区、地区、支部の統治単位に組織されている。これらの統治単位は会憲および管区、準管区の統治計画に明記されている人々と他の統治単位に対して責任があり、報告の責任がある。特に明記されていないならば、管区のために定められた責任と機能は準管区にも適用される。全ての統治単位は、会員たちが共同の生活と修道会の奉仕職によりよく参与できるように設けられている。

支部単位

29. 支部共同体は修道会の会員によって分かち合われる生活と愛の目に見える表現である。支部共同体の会員はお互いが愛し合うように努めながら、修道会が呼ばれている一致と和解を自分たちの間に生き生きとしたものとなるようにと望む。支部共同体の会員は共に主において生き、成長することを助け合う雰囲気を作り出す責任を担い合う。

30. 各支部共同体は管区の統治計画に従って、一つ、またはそれ以上の修道院に対して、選ばれた、または任命された一人の上長をもつ。もし選出過程が選挙であれば、支部上長は管区長によって、その就任を認証される。支部上長は会員一人一人に、また共同体として、修道会、教会、そしてこの世界において、自己の召し出しにより深く応えていくように励ますことができる資質を備えていることが望ましい。

彼女は以下の責任がある。

- 各会員をよく知り、より大きな愛と奉仕へと招くことができるように、ふさわしい個人的な関わりをもつ。
- 支部共同体を聖性へと招くような方法で知り、修道会と地域の教会の人々との関わりにおいて、その会員を認める。

彼女は少なくとも終生誓願後三年を経ており、この奉仕を快く引き受ける会員でなければならない。その任期は最大限四年で、一度だけ更新できる。支部上長は通常すべてのシスターで構成される評議会によって補佐される。大きな共同体においては三人の評議員を選んでもよい。支部上長は管区長に報告の責任がある。

31. 支部共同体の各会員は支部集会に出席する権利と義務がある。各会員は各自の決定と生活のあり方について、神と彼女自身と上長として任命されている人たちに対して報告の責任がある。彼女は支部共同体と管区共同体に対して、それぞれのレベルでなされた決定事項に関して責任がある。

地区単位

32. 管区が大きい場合や、その他の正当な状況がある場合に、管区支部共同体の中間単位 (intermediate) または地区団体 (regional grouping) を設けてもよい。地区区分の組織は会員に修道会とお互いを、よりよく知るための機会を提供するようなものであることが望ましい。管区長は彼女の義務のある部分を、地区の上長にゆだねることができる。

管区、準管区単位

管区統治

33・管区は管区長のリーダーシップと権威の下にある支部共同体の会員からなる修道会の一単位である。各管区は特定の地域の教会と社会の必要性への修道会の応答に焦点をおく。総会は新しい管区の創設、既存の管区の合併、管区本部の所在地の認可の権利をもつ。

34・管区の統治は管区長の責任であり、管区評議員がこれを助ける。各管区は管区統治計画と、初期および生涯養成の計画を作成する。総会のたびに、統治計画と、初期養成の計画を見直し、承認しなければならない。両者の大幅な変更は総会に提出して認可されなければならないが、総会が開かれない期間であれば、本部評議員の決議投票をもって総長が認可を与えることができる。

35・管区の会員は、以下のことに直接あるいは間接に参与することによって、管区統治に参加する。

- 管区長と評議員の選出の過程
- 管区総会
- 補則書または管区統治計画によって定められた代表機関

各管区はある種の仲介の役割を果たす委員会を設ける。

管 区 長

36. 管区長は評議員の助けを得て管区を統治する管区の上級上長である。彼女は知恵とヴィジョンをもって会員たちが修道会と教会の中で、その召命により深く応えることができるように励ます。彼女は管区の奉仕職に焦点と方向性を与えながら、教会や社会と協働していく。彼女は会憲、総会の決定事項と方針、教会の指針の実施を配慮していく。彼女は管区総会と統治計画によって規定されている場合の方針作成機関の会議を召集し、その議長を務める。彼女は管区の財産を正しく管理し、教会法、国家法、及び、修道会の必要性に従って法律上の事務と法人の事務を司る。

彼女は管区を代表し志願者に入会許可を与える。彼女は管区内で修道会を代表し、その会員に対して責任をもつ。彼女は総長に対して報告の責任がある。

37. 管区長の職務に選ばれる人は、この職務の責任を果たすのに必要な知恵と、経験と、共感する心を持つことが望ましい。彼女は終生誓願後少なくとも六年を経ており、この奉仕の責任を快く引き受け果たす人でなければならない。管区長は管区総会によつて見直され、認められた選挙によつて選ばれてもよいし、本部評議員の決議投票によつて総長から任命されてもよい。その過程が選挙によるものなら、管区長は総長によつてその就任を認証されなければならない。任命によるものなら、任命に先だつて管区のシスターたちとの協議が必要である。

副管区長

38. 副管区長は管区長を助けてその職責を果たしていくのに必要な知恵と、理解と、経験をもつことが望ましい。彼女は管区評議会の一員であり、管区長から委ねられた職責を行なう。彼女は終生誓願後少なくとも六年を経ており、この奉仕の責任を快く引き受け果たす人でなければならない。副管区長は本部評議員の決議投票をもつて総長から任命されてもよいし、選挙によつて選ばれてもよい。もし、その過程が任命によるものなら、任命に先立って管区のシスターたちとの協議が必要である。

管区評議会

39. 管区評議会は副管区長と管区評議員からなる。評議員は共同の生活と奉仕職において会員を知り、理解し、励ますために十分な知恵と経験をもっていることが望ましい。彼女は終生誓願

をたてており、この奉仕の責任を快く引き受け果たす人でなければならない。彼女達は管区統治の中に、より広い意味での教会の中における修道会の宣教の意味をもたらさなければならない。教会と社会の必要性に対する管区としての応答を統一し、方向づけていくことによって管区長を支える。

40. 教会法または会憲によつて、管区評議員の決議投票が必要とされている場合、管区長がその決議に反した行為をしても無効である。以下のことは管区評議員の決議投票を必要とする。

- 管区の名において次の取り決めを受諾したり、契約期間の延長をしたり取り消したりすること。
 - 公共事業の後援者となること。
 - 独立採算でない奉仕の分野に一年以上の財政的、または人材的な資源を供給すること。
- 臨時歳出を認めること。
- 修道会の名において受けた用途の限定された寄付を受けることを認めること。
- 会員の遺書書の変更、財産の譲渡書の変更、および動産または不動産の財産贈与を許可すること。
- 志願者に対する有期または無期の誓願宣立を許可する。個人的な事情のある場合に、最大限、六ヶ月修練期を延長すること。
- 修道会へ再入会を願う人に、総長への推薦状を書くこと。
- 他の会へ転属したり、他の会から転属する人のために、総長への推薦状を書くこと。
- 総長と協議し、教区の司教と協働して、教会普遍法の規定に従って修道院を設立したり、閉鎖したりする。
- 九年を越えない範囲で有期誓願の期間を延長すること。
- この修道会に召し出しがないことが明らかな場合、その会員の有期誓願の更新や、終生誓願宣立を拒否する。
- 総会によって決められたり、教会法や会憲に述べられている他の事柄を実行すること。

管区会計

41. 管区会計は管区評議員の参考投票の上、管区長が任命する。彼女の任期は管区長の任期と同じであり、再任の可能性はある。彼女は管区評議員の中から選ばれても選ばれなくてもよい。彼女は管区長の指示の下に管区の会計事務を正しく管理する責任があり、管区長とその評議会に報告する。

準管区の統治

42. 準管区は導管区管区長のリーダーシップと権威の下にある支部共同体の会員からなる修道会の一単位である。各準管区は特定の地域の教会と社会の必要性への修道会の応答に焦点をおく。総会は新しい準管区の創設、既存の準管区の合併、準管区本部の所在地の認可の権利をもつ。準管区は人材的、財政的資源に関して本部統治を通して修道会に依存する。

43. 準管区の統治は準管区管区長の責任であり、準管区評議員がこれを助ける。各準管区は統治計画と、初期および生涯養成の計画を作成する。総会のたびに統治計画と、初期養成の計画を見直し、承認しなければならない。両者の大幅な変更は総会に提出して認可されなければならないが、総会が開かれない期間であれば、本部評議員の決議投票をもって総長が認可を与えることができる。

44. 準管区の会員は以下のことに、直接、あるいは間接に参与することによって管区統治に参加する。

- 準管区管区長とその評議員の選出の過程
- 準管区総会
- 補則書と準管区統治計画によって定められた代表機関

準管区管区長

45. 準管区管区長は評議員の助けを得て統治する準管区の上級上長である。彼女は知恵と愛とヴィジョンをもって会員たちが修道会と教会の中で、その召命により深くこたえることができるように励ます。彼女は、準管区の奉仕職に焦点と方向性を与えながら、教会や社会と協働していく。彼女は会憲、総会の決議事項と方針、教会の指針の実施を配慮していく。彼女は準管区と総会と統治計画によって規定されている場合の方針作成機関の会議を召集し、その議長を務める。

彼女は準管区の物的な面を正しく管理し、教会法、民法、および修道会の必要性に従って法律上の事務と法人事務を司る。彼女は準管区を代表し、志願者に入会許可を与える。彼女は準管区内で修道会を代表し、その会員に対して責任をもつ。彼女は総長に対して報告の責任がある。

46. 準管区管区長の職に選ばれる人は、この職務の責任を果たすのに必要な和恵と経験と共感する心を持っていることが望ましい。彼女は終生誓願後少なくとも六年を経ており、この奉仕の責任を快く引き受け果たす人でなければならない。準管区管区長は準管区総会によつて見直され、認められた選挙によつて;選ばれてもよいし、本部評議員の決議投票によつて総長から任命されてもよい。その過程が選挙によるものなら、準管区管区長は総長によつてその就任を認証されなければならない。任命によるものなら、任命に先立って準管区のシスターたちとの協議が必要である。

準管区評議会

47. 準管区評議会は準管区の評議員によつて構成される。評議員は共同の生活と奉仕職において会員を知り、理解し、励ますために十分な和恵と経験をもっていることが望ましい。評議員は終生誓願をたてており、この奉仕を快く引き受け果たす人でなければならない。彼女は準管区統治の中により広い意味での教会の中における修道会の宣教の意味をもたらさなければならない。教会と社会の必要性に対する準管区としての応答を統一し、方向づけていくことにおいて準管区管区長を支える。

48. 教会法または会憲によつて、準管区評議員の決議投票が必要とされている場合、準管区管区長がその決議に反した行為をしても無効である。以下のことは準管区評議員の決議投票を必要とする。

- 準管区の名において次の取りきめを受諾したり、契約期間の延長をしたり、または取り消したりすること。
 - 公共事業の後援者となること
 - 独立採算でない奉仕の分野に一年以上の財政的、または人材的な資源を供給すること
- 臨時歳出を認めること。
- 修道会の名において受けた用途の限定された寄付を受けることを認めること。

-
- 会員の遺言の変更、財産の贈与の変更、動産および不動産の贈与を許可する。
 - 志願者に対する有期または無期の誓願宣立を許可する。個人的な事情のある場合、最大限 6 ヶ月修練期を延長すること。
 - 修道会へ再入会を願う人のため総長へ推薦状を書くこと。
 - 総長に対して、他の会へ転属したり、他の会から転属する人のために総長へ推薦状を書くこと。
 - 総長と協議し、教区の司教と協働して、教会普遍法の規定に従って修道院を設立したり閉鎖したりすること。
 - 九年を越えない範囲で有期誓願の期間を延長すること。
 - この修道会に召し出しがないことが明らかな場合、その会員の有期誓願の更新や、終生誓願宣立を拒否すること。
 - 総会によって決められたことや、教会法または会憲に述べられていること以外の事柄を実行すること。

管区、準管区総会

49. 管区または準管区総会は、管区または準管区の上長によつて召集される管区または準管区の会員代表機関である。それは以下の権限を持つ。

- 総会で討議される提案事項の公式文を作成すること。
- 総会への代表者と代理者をう選ぶこと。
- 開会中に管区または準管区の方針を決定すること。
- 教会と社会の必要性にてらして、管区または準管区の共同の生活と奉仕職に方向性を与えること。
- 管区または準管区における管区または準管区の評議員の人数を決定すること。
- 管区または準管区の次期役員を選出の過程を見直し、認めること。

50. 管区または準管区総会は、総会前 12 ヶ月以内に開かれなければならない。管区または準管区の会員は総会の性格とテーマについての知らせを受けてから、管区または準管区総会の代表者を選ぶ。管区または準管区管区総会または準管区の会員によつて選出された代表者と職

務上の有資格者によつて構成される。選出された代表者の数は職務上の有資格者の数を越えなければならない。

???

51. 本部統治は修道会の生活と奉仕職を、福音と会の創立者の精神に忠実であると共に現代的なものに保ちながら修道会の会員を一つにまとめていく。本部統治は総長とその評議会、そして総会を含む。彼女たちは修道会が経験を深く考え、そして教会の広いヴィジョンと必要性に応じていけるように助ける。

???

52. 総長は修道会の上級上長であり、指導者である。彼女は信仰と勇気と知恵をもつて修道会をおさめ、修道会のその使命を果たすように導いていく。彼女は国家的、かつ国際的なグループと協働し、リーダーシップを行使しながら修道会を力づける。修道会と教会に対する彼女のヴィジョンを通して会員の共同の生活と奉仕職において会員の間の一致を促進する。聖霊のひらめきに忠実に応え、彼女は修道会を神のより偉大な愛へと、また神における他者への愛へと成長していくように励ます。

53. 総長は本部評議会の議長を務め、修道会の公務を司る権利と義務を与えられている。彼女の権威はすべての会員、共同体、管区、準管区に及ぶ。彼女は会憲の実施と総会の決定や指示、および教会の指針に対して責任がある。彼女は必要な時に本部評議会と共に会憲の具体的な解釈をしていく。正式な解釈についての権限は教皇庁にある。本部会計を通して彼女は修道会を正しく管理する。総長は修道会の必要性和教会法、民法に従って、法的小よび法人事務を管理する。彼女はその他、補則書に記されている事柄を実施する責任があり、彼女の職務の実績を総会に報告する責任がある。総長の役職に選ばれる人は、信仰と希望のうちに修道会を導いていく知恵とヴィジョンと勇気をもつことが望ましい。彼女は終生誓願後少なくとも六年を経ており、この奉仕を快く引き受ける人でなければならない。彼女の任期は六年で更新することはできない。

第一評議員

54. 第一評議員は総長が会を統治するのを助けるに十分な理解と経験とリーダーシップを持つことが望ましい。彼女は本部評議会の一員であり、総長から委任された義務を遂行する。彼女は

終生誓願後少なくとも六年を経ており、彼女の責任において快く総長を助ける人でなければならない。彼女の任期は六年で、更新することはできない。総長の死去、罷免、職務不能の場合、総長の権能をひきつぎ、新しい総長が選ばれるまでの間、会を統治する。彼女は正規の選挙総会が12ヶ月の間に行なわれない場合は、6ヶ月以内に選挙のための総会を召集する。

本部評議会

55. 本部評議会は第一評議員の他、総会によって選出された少なくとも三名の評議員からなる。評議会は会の統治において総長を助ける。本部評議員は終生誓願後少なくとも六年を経ており、この奉仕の仕事を快く引き受け果たす人でなければならない。彼女の修道会、教会および社会に対する理解によって、修道会の生活と奉仕職を向上させる上で総長を助けることができるのが望ましい。総会は本部評議員の数を決定する。任期は六年で、この役職を更新することはできない。

56. 教会法または会憲によって、本部評議会の決議投票が必要とされている場合、総長がその決議に反した行為をしても無効である。以下のことは本部評議会の決議投票を必要とする。

- 通常あるいは特別の総会の日程と開催場所の決定。
- 一時的に会を離れること、および永久的に会を離れることについての許可を与えること、除名処分をなすこと、一時的に会を離れる命令を出したり、命じた期限以前に会に戻る許可を与えたりすること。
- 財産に関する決定の権限を管区長に委任すること。
- 修道会の名において契約を結ぶこと、臨時歳出、用途の限定された寄付を修道会の名によって受けること、負債をつくること、不動産および動産の譲渡、または抵当を含む取り引き。
- 本部会計を任命すること。
- 第一評議員または本部評議員の職務不能を決定すること。
- 総会によって決められたその他のこと、あるいは教会法または会憲に述べられていることを実行に移すこと。

本部会計

57. 本部会計は本部評議員の決議投票をもつて総長によって任命される。彼女の任期はその総長の任期と同じである。本部会計は本部評議会の中から選ばれても、選ばれなくてもよい。彼女は総長の指示の下に本部統治の会計業務を正しく管理する責任があり、総長とその評議会に対して報告する。

総 会

58. 会憲によって総会が開かれている時は、総会は修道会における最高の権威を持つ。総長は総会を召集しその議長を務める。総会は以下のことを行なう。

- 本部役員を選出する。
- 修道会の生活と奉仕職を会憲の精神、目的および教会と社会の現代の必要性に照らして見直す。
- 神の国の建設のため修道会を強めるのに必要な決定を下す。
- 会憲と補則書に必要な変更をする。

会憲の改正には総会の三分の二以上の得票が必要であり、かつ聖座の認可を受けなければならない。

59. 通常総会は六年ごとに開かれる。十分な理由があるとき、総長は本部評議会の決議投票と管区長への諮問を経て臨時総会を召集することができる。総会は職務上の有資格者、および選ばれた代表者からなる。職務上の有資格者は本部役員と補則書に規定されている役職者である。管区、準管区から選ばれる代表者の数は前の総会で決定される。選ばれた代表者の数は職務上の有資格者の人数を越えなければならない。

60. 本部役員の選挙の日程は本部評議会の決議投票をもつて総長が決定し、総会によつて認証される。選挙は任期満了の6ヶ月以前に行なわれる。各管区、準管区は補則書に記されているような手順で、本部役員の候補者を推薦する。選挙の手順は以下の通りである。

- 総長と第一評議員は別々の無記名投票で絶対多数(過半数)をもって決定される。

-
- 四回目の投票で誰も絶対多数(過半数)を得なかった時、上位二名の候補者にしぼって五回目の投票を行なう。
 - 同得票数の場合、誓願の先の者が総長になり、誓願が同時であれば年令の上の人が選ばれる。

総会の議長が新しい総長と第一評議員の名前を公表する。投票は聖体祭儀と共に行なわれる。新しく選ばれた役員は法的に空席になった時、その職務を引き継ぐ。

物的財産

61. 修道会の財産は、その奉仕職、特に貧しい人々への奉仕を促進するために使われる。
62. 修道会はその本部、管区、および準管区の統治を通して、修道会の目的を達するために財産を獲得し、所有し、経営し、譲渡する権利を持つ。本部、各管区、各準管区はそれぞれ法的に法人である。
63. 修道会の財産は本部単位では総長とその評議会の指示の下に本部会計が、また管区単位では管区長とその評議会の指示の下に管区会計が管理する。
64. 所得、負担金、贈与または資金調達などの形で、グループまたは個人を通して修道会に入ってくる金銭は、すべて共有の資金である。共有の資金は、その本来の在り方によつて修道会として私たちに属するものであり、適当な人々やグループによつて正義と愛に留意しながら、健全な会計の必要条件に従つて管理される。共有の資金は私たちの必要性を満たし、使徒職の実行を果たし、私たちの通常の業務を行ない、私たちの財産を個人やグループに対して分かち合えるようにする。会員は、財産、共同体の所有物、他の人に属する資金や彼女に与えられた贈物を含む財産、或いは財産に関する事柄について独自に管理しない。
65. 総会は管区単位と本部単位のために、財産、またはそれに関する事柄の例外的な管理を決定する基準を設ける。例外的管理の法規とは、通常の経營業務の概念に当てはまらないもの、或いは総会によつて決められたような、その通常の業務の限度を越えるものを言う。例外的管理の法規の運用には、正当な権限をもつ上長の認可を必要とする。聖座によつて定められた額を越えるならば、教区の司教の同意の下に総長は聖座の認可を願いもとめる。
66. 財産は、一人の会員が有期誓願を立てた時に所有していた財産／処分できる財産と、その後、相続財産、遺贈のもの、及び彼女の家族、又は彼女が入会する前に知っていた人から与えられる財産の総計である。財産の事柄は、普遍教会法、及び会憲と補則書の明確に記された項目によつて取り扱われる。

会員の身分と修道会における生涯養成

会員の身分

67. 会員の身分はこの修道会において、主に対する一人の女性の自由な応答と、聖ヨゼフ会の修道女としての、その誓願を受け入れる修道会と教会の決定によつてつくられる相互関係である。会員の身分は絶え間ない回心、相互依存、会の共同の生活や奉仕職に与ることを意味している。修道誓願を通して一人の女性が修道会の会員という身分の権利を受け、責任を果たすのである。

68. 修道誓願を通して一人の女性が主と修道会に対する忠実を誓う。彼女の人生が開けていくに従って、主は忠実な方であり、彼女が主の愛に向かって、また主のうちに他のすべての人々への愛に向かって前進できるということを信じて主が自らを現わして下さることを求める。会の代表者は一人の女性の誓願を受け入れる時に、修道会は、彼女はこの会を通して主を求めていくことができる状態を快く提供することを確信する。

生涯養成

69. 聖ヨゼフ会の修道女は神の偉大な愛の修道会をつくるように招かれているので、各会員は、主への、他の人々への、また自分への愛に成長していくために提供されたあらゆる機会を利用する責任がある。修道会は会員がその生涯のあらゆる時期に絶え間なく成長していく機会を提共する責任を負っている。この目的のために作られる管区の計画は、各会員がこの会において自分自身が主に捧げられたものであることをよりよく理解していけるように十分な融通性をもつたものであるべきである。管区長はその評議会と共に管区の生涯養成計画に関して責任をもつ。

初期養成

70. この会における初期養成の目標は、志願者と新しい会員に対して修道生活を理解し経験しながら成長していけるように指導を与え、支えていくことである。この時期は修道会において終主誓願を立てる準備をするように方向づけられている。

71. 管区長は初期養成の第一の責任者である。管区の会員は、時として、初期養成の段階にある人たちと共同生活や奉仕職を分かち合ったり、養成計画についての洞察を分かち合うように求められることがある。

72. 少なくとも二年以上カトリックの信仰に生きる信徒であり、正式に洗礼、堅信を受けており、修道生活に対する必要な資質を具えているとみなされる女性は、志願期に入ることができる。志願期の養成計画は管区長が評議会と協議して任命する会員の指導の下に実施される。その養成計画の期間は必要性に応じて融通できる。その養成計画には、その女性の会への召命の有無を決定に導く指導と、志願者が共同生活及び奉仕に参加し信仰を深めるための機会を含む。継続した 6 日間の黙想で修練期への準備期間を終る。

73. 修練期は修練長の指導の下で、少なくとも 12 ヶ月以上 24 ヶ月以内の修道会における生活の正式な準備期間である。教会法上の 12 ヶ月の修練期は本部評議会の決議投票を得て総長の認可のもとに管区長がその修練の目的のために設置した修練共同体で行なわれる。修練期の養成計画は教会法上の 12 ヶ月を除いて、使徒的活動の機会を含むことができる。修練期の養成計画は個人と共同の祈りの指導と共に、共同体の中で誓願の精神に生きるように指導された体験をすることをも含む。この養成計画は修練女が主と主の民に仕えるための召し出しを理解するように、奉仕職についての勉強を含む。すなわち、キリストの宣教、修道会、教会、及び世界の必要性と、私たちの和解と一致の奉仕職の勉強を含む。管区長は評議会の参考投票によつて志願者を修練期に受け入れることができる。管区長は評議会の決議投票によつて個別的に修練期を延長することができるが、6 ヶ月を越えることはできない。修練女が修練院を離れる期間は教会法に従って取り扱われる。

74. 修練期に入ることを許された志願者は、志願期に入るために明確に記された資格に加えて、少なくとも 20 才に達しており、修練期に入ることを選ぶことができ、教会法に明確に記された必要条件を満たしていなければならない。修練期の間、修練女は修練長の指導の下に会憲に従って生活する責任がある。修練期を通して修練女はいつでも自由に修練院を去ることができる。修練期の中に修練女と修練長は、その修練女が修道会において修道女として生きる望みと可能性について共に識別していく。修練女が有期誓願をたてる準備が出来ているかどうかを見極めるために、共に祈りに満ちた話し合いの時をもつ。修練女は有期誓願をたてる準備のために継続した六日間の黙想をする。

75. 修練長は終生誓願を立てており、少なくとも十年間会員としての生活を送り、この奉仕のために幅広い経験と理解をもっていなければならない。管区長は管区評議会の参考投票をもつて、適当な人々と相談の上、修練長を任命する。この奉仕に選ばれる会員は、聖ヨゼフ会の修道女の特徴である温厚、喜び、勇気、愛、そして謙遜を備えていなければならない。

76. 修練長は修練女の教育と指導に責任をもつ。彼女は会の精神とカリスマの模範となるように努める。修練長は修練女一人ひとりに主と、および主において他の人々と、ますます深く一致したいと望み、喜んでそうしたいという心をおこさせるように努める。修練女と修練長とは共に、その修練女が聖ヨゼフ会の修道女として聖性への招きを悟っていけるように、聖霊の導きに耳をかたむける。修練長は修練女一人ひとりに与えられる恵みのユニークな働きを大切にし、自分の聖性をおしつけるようなことはしない。修練長は神のみ国のために神が求めておられることは、どんなことでも勇気をもって引き受けるように修練女を励ます。

77. 管区長は修練女、修練長、そして他の適当な人々との協議の上、評議会の決議投票をもつて、その修練女の有期誓願の宣立を許可する。管区長、或いはその代理者が修道会において共同の生活と奉仕職を分かち合うことを通して、終生誓願宣立の準備をする会員の有期誓願をうけいれる。最初の有期誓願の期間が終了したとき、彼女は祈りのうちに熟考した上で有期誓願の更新をするか、彼女が資格を具えているなら終生誓願の宣立をするか、或いは会を去ることを願うことができる。

78. 有期誓願の前に修練女は教会法と民法にしたがって遺言書を作成し、彼女の財産の管理権とその利息の処分権を放棄することを文書で表明する。彼女は財産の管理を彼女の選んだ人、または修道会に委ねることを文書で明らかにする。彼女は財産の使用権、収益権を有する人を定める。

79. 有期誓願の儀式で宣立される誓願文に、修道会の精神と目的を表わすことばを入れてもよい。誓願文には以下の文章を含んでいなければならない。

我が神よ、私シスター〇〇はカロンドレットの聖ヨゼフ修道会の会憲に従い貞潔、清貧、従順の誓願を宣立いたします。私はこの誓願を(日付)まで私たちの管区長(準管区の管区長)(その代理者)の手に委ねます。

誓願文はまた、聖ヨゼフ会の修道女の特徴である謙遜と愛において成長する意志の表現をも含むべきである。そしてまた、この会への神からの個人的な招きの表現を含んでいてもよい。各個人の誓願文は管区長の承認を必要とする。

80. 最初の有期誓願の期間は三年間である。それに続いて有期誓願の更新の期間は一年から三年までとする。有期誓願の期間は全体として六年を越えてはならない。十分な理由があれば、

管区長は評議会の決議投票をもって有期誓願の期間を延長することが出来るが九年を越えることは出来ない。管区長またはその代理者が有期誓願の更新を受け入れる。

81. 有期誓願の会員がこの修道会において神に対して生涯を捧げる望みを持ち、それが出来ると判断した時、彼女は終生誓願をたてる許しを願うことが出来る。管区長は願い出た会員に、協議の上、適当な人々、および彼女を知っている他の会員と話し合った後、評議会の決議投票をもって終生誓願の宣立を許可する。管区長またはその代理者は、修道会と教会の名においてそのシスターの終生誓願を受け入れる。誓願を通して彼女は喜んで神への愛と神における人々への愛を、常に深めていくことを公に宣言する。誓願式において修道会の会員たちは、共通の使命において必ず彼女を支えるということを表明し、そのシスターの誓願を確認する。

82. 終生誓願の儀式で宣立される誓願文に、修道会の精神と目的を表わすことばを入れてもよい。誓願文には以下の文章を含んでいなければならない。

我が神よ、私シスター〇〇はカロンデレットの聖ヨゼフ修道会の会憲に従い貞潔、清貧、従順の終生誓願を宣立いたします。私はこの誓願を私たちの管区長（準管区の管区長）（その代理者）の手に委ねます。

誓願文はまた、聖ヨゼフ会の修道女の特徴である謙遜と愛において成長する意志の表現をも含むべきである。そしてまた、この会への神からの個人的な招きの表現を含んでいてもよい。各個人の誓願文は管区長の承認を必要とする。

83. もしも、その会員の召し出しがこの会のものでないことが明らかな場合、管区長は協議の上、評議会の決議投票をもって有期誓願の更新または会の終生誓願者となることを拒否することが出来る。その決定の理由は彼女に知らされる。修道会は彼女が他の生活に適応できるように、あらゆる手段を講ずべきである。

84. 各修道会はその独自のカリスマによつて、会員たちが神との、また神の民との関わりにおいて自由に成長していけるような状況を提供している。この関わりが成長し発展していくにつれて、会員はそれをちがった形で表わしていくように呼びかけられていることを悟るようになる。彼女が総長にそれを願い出る前に、彼女が他の生活に招かれているかどうかを決定するために、彼女と管区長の間で、祈りのうちに話し合いの時を持つ必要がある。決定にいたるまでの過程において、各々の会の独自性だけでなく、個人の召命の秘義が尊重されなければならない。転属および退会の事態そのものは、その個人、および会にとつて苦しみを伴うものであるから、お互いが神の御旨を求めにあたって、繊細さや、深い思いやり、また温和さを表わさなければならない。

転 属

85. 終生誓願を立てた会員が、ある会から別の会にかわることを望むなら、新しい会と共に、その会のカリスマや宣教の使命が自分と神との関わりに、よりぴったりしたものであるかどうかを見極めなければならない。会をかかわることのすべての事柄に関しては、普遍教会法の必要事項に従わなければならない。

退 会

86. 修道誓願を通して聖ヨゼフ会の修道女は、修道会内において神への愛と神における他の人々への愛において、常に前進する責任を引き受けている。重大な理由がある場合、会員は、この修道会がキリスト者としての彼女の愛の成長のために、よりよい状況をとどめているかどうかを吟味する必要がある。

- 終生誓願を立てた会員は自分の方から一時的、または永久的退会の手続きをはじめることができる。
- 修道会も終生誓願を立てた会員に対する強制的禁域法免除、または永久的除名の手続きをはじめることができる。
- 有期誓願を立てている会員は、永久的退会の手続きをはじめることができる。
- 修道会は有期誓願を立てている会員に対して、退会の手続きをはじめることができる。

退会の事柄に関して修道会の会員は、教会法にもとづく相談や助けを求める権利、または総長や聖座への訴えの権利を有する。

87. 重大な理由がある場合に、終生誓願を立てた会員は、管区長と祈りに満ちた話し合いをして、教会う去に定められた規定によって与えられる一定期間の禁域法免除を願うことができる。禁域法免除を認められた会員は、彼女の新しい状況と相いれない義務は免除されるとみなされる。禁域法免除の期間中、その会員と修道会は理解と愛をあらわす相互了解の関係を保つ。

88. 重大な理由がある場合に、有期誓願を立てている会員は、管区長と祈りに満ちた話し合いをして退会を願うことができる。総長は本部評議会の決議投票をもって彼女に退会の許可を与えることができる。その会員はそれによって誓願から解かれる。有期誓願を立てている会員は誓願の更新をしないこと、または終生誓願の宣立を願わないことを選ぶこともできる。

89. 非常に重大な理由がある場合に、終生誓願を立てた会員は、管区長と祈りに満ちた話し合いをして、普遍教会法の規定によつて与えられる退会のゆるしを願うことができる。

90. 重大な理由がある場合、総長は聖座に対して修道誓願にふさわしくない行動があるとみなされる会員の強制的禁域法免除を願うことができる。総長がこの手続きをはじめる前に、管区長は彼女の行動に関して十分に吟味するためにあらゆる努力をする。また、和解と一致の精神をもつて、その会員と管区長は、彼女に要求されている彼女自身の変化と、その変化を容易にするとと思われる諸条件について、相互理解を持つように努める。もしも彼女が、その態度や行ないを改めようとする善意を示すなら、修道会の側からそれ以上退会の手続きを進めることはない。

91. 会員の強制退会が必要であると判断された場合、普遍教会法に記された手続きに従わなければならない。

92. 修道会から永久に退会した女性は会員としての権利と義務を放棄する。彼女は会員であった時の奉仕に対する報酬を要求することはできない。退会の理由が何であろうと修道会は一時的、または永久的に退会する会員の福祉のために責任がある。和解と一致の精神をもつて、修道会は元会員が新しい生活に適應できるよう援助と励ましを与える。聖ヨゼフ会の修道女は元会員を祈りと友情と励ましによつて常に支えていく。

93. 私たちの会憲は、私たちが私たち自身を神と人々へささげながら、福音のメッセージを生きるための手段である。修道誓願によつて、私たちは神の御前に教会の中でこの指針に従って生きる義務がある。

補則書

2001年 カロンデレットの
聖ヨゼフ修道会 CD1

補則書は会憲をおぎなう規範と手引きを内容とする。これらの規範と手引は、カロンデレットの聖ヨゼフ修道会の総会において変更することができる。

GD2

目 次

補 則 書

1 . 生 活

修道誓願	7
祈 り	10
共同体	11
奉仕職	13

2 . 組織と会員の・身分

修道会の統治	16
支部単位	16
地区単位	17
管区・準管区単位	18
本部統治	27
物的財産	34
会員の身分と修道会における生涯養成	35
会員の身分	35
養 成	35
転属と退会	41

転	属	4 1
退	会	4 3
		CD-3

修道誓願

4- A. この修道会における修道誓願によって各会員は会憲にあらわされているように キリストの愛のおきてを生きる責任がある。

B. 聖ヨゼフ会のシスターは、そのよころこびに満ちた生活の在り方によつて福音に対する公けの証しをする。彼女は女性として、また修道者として、余暇活動や生活状況の選択に関して人々や状況に対して細やかに、に配慮する。伝統としてシスターの身につける衣服は聖別のしるしであり、清貧の証しである。それは簡素でつましいものであり、シスターが奉仕する場の文化にふさわしく、修道生活をあらわすようなものである。管区長は必要な場合、このような指針からの例外を認めて もよい。

C. 通常、会員は全教会の保護者聖ヨゼフの祝日に誓願の更新をする。修道会における誓願更新にふさわしいどんな形式をとつてもよい。

D. 各シスターは人生のどの時期においても、貞潔に基づく独身者の愛と恵と挑戦統合していく責任がある。彼女は自己を知るように努め、女性であることを評価し、愛情豊かに円熟していく。彼女の人間関係は自分自身と他の人々を自由にしてい くものとなるべきであり、支配や操ること、所有を排するものである。友情や他の関係のあらわし方において、個人と文化的な違いが尊重される。

E. 修道的清貧の精神で聖ヨゼフ会の各シスターはすべてのものを主からの賜と認めているので、それらを注意深く、敬意をもつて使用する。共同の生活に必要な物の管理や使用において、私たちの関わりの中で正義が主要なものであることをはっきり示すべきである。

F. 私たち自身と他の人々の間における人間的貧しさは、文化的、知的、物質的、身体的、心理的、霊的な面での、まだ満たされていない種々の必要性をふくんでい る。会員はどのような貧しさであろうと、出来る限り排除するように努める。さらに修道会で一人ひとりが、また各グループが経済的貧困への意識を深め、悲惨な貧しさにともなう必要性に応じていくために、特別な関心を公に表わす。

CD-7

G. 修道会のメンバーとして独自に、また他のグループと協働して貧困と不正義の原因をさぐり、明らかにしてそれを取り除くように働かなければならない。各管区は貧困を軽減するために、団体として、その能力に応じて報酬を支払うことができない人々やグループに対する奉仕ができるようにはからう。

H. 各会員、各単位は適正な運用の必要性を自覚しながら、修道会、教会、世界中での相互依存の光に照して、あらゆる資源の使用について決定を下していく。本部、管区、支部の単位で決定を下す手順を明確にする。それらの決定についての責任性は会憲、補則書、そして管区の方針に明記されている。

I. シスターは財産に関するすべてのことについて、管区長またはその代理者と話し合う。財産を受ける時はいつも、その管理権の譲渡を行なう。彼女は管区長から、財産の譲渡、遺言の変更、終生誓願宣立後は彼女の財産にふくまれる不動産、動産を放棄する許可を願うことができる。管区長は総長の代理として管区評議会の決議投票をもってその要求を認めることができる。あるシスターに信託預金が積立てられていた場合、そのシスターはその元金も利子も個人的に使用しない。

J. この修道会における従順は次の責任をふくむ。

- 1、会憲、総会によつて与えられた指針、および共同の生活や奉仕職に関して決定する権限のある人々やグループに信仰に基づいて応答する。

* 管区統治、管区長、副管区長、評議員、そして管区総会の責任と機能は準管区にも適応される。適応されないものは準管区統治の部分に述べられる。 CD-8

- 2、支部、管区、または本部統治への参与
- 3、支部共同体の中に愛と奉仕をもつて相互に支えあう雰囲気をつくるために協力すること。
- 4、共同体の中で権威のある職務にある会員を支え、協力し励ますこと。

K. 公式な従順の命令は文書か、または二人の証人の前で与えられなければならない。

L. 上級長上はその権限の一部を委任することができる。彼女は他の会員に対して、どの権限をだれに委任したかをはつきりと知らせる。最終的な責任は上級上長に残される。

9-14 A. 主の現存は、すべての被造物にあふれるばかりゆたかな生命を与える。簡素な生活の楽しみはレジャーであり、祈りである。レジャーに対する心がまえを養うことによつて、人生の危機におけると同じように日常生活における出来事のうちに新しい意味を見つけるようになる。このような心がまえが祈りにおける神秘に対して目を開かせる土台となる。このような観想的な在り方は神の御業への驚異と畏敬の念をおこさせ、絶え間ない世界の再創造において神と共に働くことができる受容性へと導く。

B. 聖書の神の御言葉についての黙想は各会員にとつても支部共同体にとつても祈りの生活の重要な部分である。神は、生活体験や歴史的な出来事を通じて御自身を現わしになる。そしてそのことは、神の御言葉の光に帰されて観想されるべきである。

C. 教会の祈りの共同体に属するものとして、会員も支部共同体も祈りと信仰の分かち合いによつて、他の人々と一致する機会を利用するようにすすめられる。

15-19 A. 共同体は私たちが真に関わり合うとき、支部共同体のレベルで最も明らかに見える形で表わされる。各会員がおたがい同志の独自性に敏感になれば、生きてい
る共同体の特徴である理解や開かれた態度や愛が可能になる。

B. 修道会の中には種々様々な共同体のあらわし方がある。管区長またはその代理者が各支部共同体の構成員と統治計画を承認する。会員は原則として共同体に住む。普遍教会法に従って管区長がある会員にCSJの共同体から離れて生活することを認める時、管区長とその会員は相互の責任と共同体へのその会員の関わり方や参与について決定する。

C. 会員同志の交流は共同生活にとって本質的なものである。支部共同体の各人は互いに認め合い、支え合い、開かれた心で、正直に、互いの違いを克服しながら働くよう努める。共同体の共にする生活は、主における勇気と活力とよろこびの源となるべきである。

D. 各会員は全身全霊をあげて、共同体、支部、管区、修道会一のために必要な努力をする。彼女は共同体に貢献する上での、自分の、また他の人の、それぞれのやり方の多様性を認め、それを支持する。

E. 支部共同体の各人は、自分たちの生活の中で、ゆとりを重んじる姿勢と、美の評価を深めていくように努める。

F. 修道会内で、支部共同体やその他のグループで、会員の生活や修道会、教会や国の特別な出来事を共に祝うことがすすめられる。

G. 修道会の大切な出来事は次の通りである。

3月19日 全教会の保護者、聖ヨゼフの祝日

3月25日 お告げの祝日：1836年最初のシスターたちがカロンデレットに到着

着

CD-11

5月1日 勤労者、聖ヨゼフの祝日

5月16日 1877年、アメリカで設立された会の最初の会憲の認可

8月3日 1962年、ペルーに最初のシスター達到着

8月14日 1956年、日本に最初のシスター達到着

- 8月 24日 1938年、ハワイに最初のシスター達到着
- 9月 9日 1863年、修道会への教皇推奨決定書
- 10月 15日 1650年ごろ、ル・ピエで設立
- 11月 22日 1843年、マザーセントジョンフオントボンヌ帰天
- 12月 8日 1987年 チリーに最初のシスター達到着
- 12月 30日 1669年、ジャンピエールメダイユ師 SJ 帰天

H. 休暇とホームヴィジットに関する管区の方針は個人のそれぞれの必要性の違いが考慮される。

I. 各シスターや各支部共同体はそれぞれの可能性に従って小教区、教区およびその他の団体／組織を通して教会や世界の活動に与かる。

CD-12

1 1

奉 仕 職

20-22 A. 各会員はキリスト教的人間解放の助けとなるような生き方に招かれている。聖霊の働きとしてキリスト教的解放とは、どんな種類の差別に対しても、また、十分な人間的成長を阻むあらゆる暴力や圧迫に対しても、すべての人に本来そなわっている人間の尊厳を認め肯定し、擁護していくために絶えず努力することなのである。各会員は教会および福音の社会的使命を果たしていくために時として、自分の証しや文化に逆わざるを得なくなることがあるのを悟る。病気や年齢に関わりなく、会員はその生活そのものによつて、一致と和解の奉仕職を続けていく。

B. 奉仕職は次の条件がみたされるとき修道会の奉仕職として認められる。

- 1、神のみ国の建設をうながし、私たちの一致と和解の奉仕職を促進するものであつて、必要性がはっきりしているとき。
- 2、管区の方針に示されている手順にしたがって修道会がその会員の奉仕職を認める。

管区の方針に、会員や修道会が会員の奉仕職を変更するように招く手続きをはじめめる権利について規定されるべきである。

C. 修道会は、会員が自分の関わっている分野で、自己の良心に従って証しをするようにすすめるとともに、正義の問題に関して公の立場をとる会員の権利を擁護する。個人やグループは、その言動によつて会や教会を反映していくのであるから、修道会と同じ立場をとっている人々と相互依存的に行動をする。

D. 各管区は次の事柄を規定する方針および手順を作製する。

- 1、各人の才能を発見して指導する。
- 2、会員の特別な奉仕職を決定するための祈りのうちに行なわれる熟慮の仕方
- 3、継続的な個人の成長のための諸機会

CD-13

- 2、施設と修道会の権利と責任
- 3、理事会の中で聖ヨゼフ会の会員が占める人数または割合
- 4、施設に派遣できる修道会の人的資源
- 5、後援する施設の目的と実績について評価する方法
- 6、その他相互にかかわる事項

修道会は組織的な構造にしたがって、後援する施設との関係は、管区内で直接表され、実行され、評価される。

G. 修道会はどこに存在していても、その国民の習慣や言語、また文化に敏感であり、それらを尊重する。またその人々から受け、学ぶために開かれた姿勢を表わす。

H. 修道会の会員はキリスト者の完主な自由に到達するために必要な自己判断を奨励するようすべての人に奉仕職を行なう。

I. 総長および本部評議員は、特定の領域において、管区間で、または修道会と修道会の間で人事交流がなされれば教会の宣教を促進させるであろうとみなされる時に決断を下す責任がある。会の資源が許す限りそれを行なう。また現在の各管区間の人事交流を実施するための方針と手順を承認する。

J. 修道会の本部および管区は現在の体制、方針、計画が会にとって効果的に必要性に応えることができるものであるかどうか、また、個々の会員にとつて、神のみ国のために自己の賜を活かすことができるものであるかどうかを定期的に評価する。

CD-15

D. 管区の方針のすべては会憲の指針に従うべきであり、管区の会員に文書で伝えられなければならない。各管区は次の事柄を統治する方針を作成する。

- 1、共同の生活
- 2、奉仕職
- 3、個人の養成
- 4、諸経費と特別経費
- 5、管区と修道会への経済的援助
- 6、教会、修道会、または管区で定められているその他の方針

E. 誓願をたてた各会員は選挙権と被選挙権をもつ、通常、会員は派遣されている管区あるいは準管区でその選挙権を行使する。もしある会員が一時的の別の管区に派遣されているなら、管区間の人事方針に従い、選挙権を行使する。会員は総長、第一評議員、本部評議員、管区長、準管区管区長の被選挙権をもつ。副管区長、準管区副管区長を含むその他の役職のためには、通常、派遣されているところで被選挙権をもつ。ある会員が一時的に派遣されている場合、管区間の人事交流の方針に従って被選挙権をもつ。どの役職に対しても有資格者であるために、会員は被選挙権をもっているだけでなく、会憲、補則書、あるいは管区／準管区の統治計画に明記されている他の選挙資格に関する必要事項を満たしていなければならない。

管区長

36-37 F. 管区長は管区の通常の事務を管理する。

G. 次の責任を遂行する。

- 1、次の二つの事柄を果たしながら、教会や社会の必要性に従って管区内における修道会の奉仕職を方向づける。

総長は、自己の職務の中の特別な任務のために適切な人々にその権限を委ねることができる。

第一評議員

54 D. 総長の死去、辞職、あるいは職務不能の場合には、第一評議員が総長の権限を引受け、新しい総長が選出されるまで本会を統治する。選挙のための定期総会が12ヶ月以内に開催されない場合には、第一評議員は、6ヶ月以内に選挙のための総会を召集する。

本部評議会

55-56E. 本部役員は総会で決定された方法により選出される。各管区、又は、各準管区は本部評議員と共に、一人またはそれ以上の評議員と定期的に情報交換する方法を定める。本部評議員は自分の出身管区で任務を果たしている場合に所有するのと同じ選挙権及び被選挙権を自分の出身管区／出身準管区及び本会において保持している。本部評議員は、その管区の統治計画に明記されているように、出身管区の管区総会で職務上のメンバーとして、あるいは選出された代議員として参加することができる。

F. 本部役員チームのメンバーは、責任の分担を会員および関わりをもつグループや人々に知らせる。

G. 総長および第一評議員が共に、死去、辞職あるいは職務不能になった場合にはそれ以外の本部評議員は管区長、準管区管区長らと相談し、聖座の承認を得て一人の会員を総長の任務代行に任命する。任命された会員は一年以内に選挙総会を召集する。

CD-29

総長が総会の会期外に辞職する場合は、辞職を聖座に報告する。

H. 第一評議員の死去、辞職、免職、または職務不可能の場合は、新しい第一評議員を任命する前に、総長は本部評議会、管区長、準管区管区長と相談する。

I. 総長の職務不能については、本部評議員が、管区長、準管区管区長と相談の上

で決定する。第一評議員の職務不能については、総長が本部評議員の決議投票および管区長、準管区管区長と相談の上決定する。

J. 総長または第一評議員が、会憲、補則書に定めている主な職責を一つまたはそれ以上、故意に無視している事実がある場合、聖座の同意を得て免職されることがある。総長の免職は本部評議員と管区長、準管区管区長の連合によって決定される。第一評議員の免職は総長と本部評議員、管区長、準管区管区長の連合によって決定される。どちらの場合も三分の二以上の得票が必要である。これに関してとられたすべての処置は聖座に報告される。

K. 本部評議員の死去、辞職、免職又は職務不能の場合、総長はその評議員の任期満了まで、新しい評議員を指名する前に、それ以外の本部評議員、管区長、準管区管区長に相談する。

L. 本部評議員の職務不能については、総長がその評議員の出身管区／準管区の管区長／準管区管区長と相談の上、他の本部評議員の決議投票をもつて決定する。

CD-30

総 会

58 N. 総長は、総会召集の少なくとも 10 ヶ月前に、総会の日時と場所を発表する。総長は、又、総会の議長をつとめる。審議事項のための一般総会は通常、傍聴者
60 (オブザーバー)として、本会の全修道女に公開されている。議長役は、本部評議会と相談の上、公開されない会議を召集する権利がある。総長は、総会の召集及び総会の議事録に関して、教会の適切な代表者と連絡を保つ。(communicates)

O. 選出された総会代議員の代理人は総会に出席しなければならない。代理人の役割については、総長と本部評議会が決定する。準管区総会において、総長と本部評議会との相談の上、準管区からの代理人の出席に関して調整することができる。

29

M. 本部評議員が会憲と補則書に定められている主な職責の一つまたはそれ以上、故意に無視している事実がある場合、免職されることがある。免職は総長によって管区長、準管区管区長と相談の上、他の本部評議員の決議投票をもつて決定される。

総 会

58-60 N. 総長は、総会召集の少なくとも10ヶ月前に、総会の日時と場所を発表する。総長は、又、総会の議長をつとめる。審議事項のための一般総会は通常、傍聴者60（オブザーバー）として、本会の全修道女に公開されている。議長役は、本部評議会と相談の上、公開されない会議を召集する権利がある。総長は、総会の召集及び総会の議事録に関して、教会の適切な代表者と連絡を保つ。（communicates）

O. 各管区、準管区から、管区長/準管区長/副管区長またはチームの職にある者の中から選ばれた一人は役職上の有資格者である。先の役についていて、総会に全面的に参加する他の者は総会中は発言できる。

選出された総会代議員の代理人は総会に出席しなければならない。代理人の役割については、総長と本部評議会が決定する。準管区総会において、総長と本部評議会との相談の上、準管区からの代理人の出席に関して調整することができる。

P. 各管区、準管区は本部役員の候補者として九人の名前をあげることができる。候補者は選挙総会が完了するまで総会に出席してなければならない。

CD-31

会憲以外につけ加えられる選挙の手順は次のとおりである。

1、各管区及び準管区が指名された人のリストが総会に提出される

2、その他の指名が指名候補者の同意を得て、議場からなされることができる

3、祈りにおける熟慮の期間の後、指名候補者と代議員が修道会と教会の現今の必要性によって要求されている種々のリーダーシップの性質について、討議しあう時間が設定される。

4、投票用紙を受取り、数えあげるために二名の集票係（tellers）が総会で任命される

Q. 審議事項の総会において、代議員らは祈りと対話を通して、修道会が進むべき方向と進展に関して神のみ旨をさがし求める。総長は、本部評議会とともに総会を準備し、導いていくために用いられる提案された方針及び手順を設ける。総会の最初の決議は、総長及び本部評議会が提案した方針及び手順の再検討とその承認である。総会は会期中議事委員会のために働く人を加えてもよい。

R. 審議事項のための総会は、本修道会の立法機関として、又、修道会の公開討論会の場としての役割を果たす。総会には、次の権限が与えられている。

- 1、本修道会において、体験されている共同の生活（common life）と奉仕職の再検討
- 2、前総会で定められた法的事項（legislation）の実施状況の評価
- 3、会憲及び補則書における必要な変更
- 4、総会と関連する修道会全体の事柄の熟考
- 5、管区／準管区と本部レベルでの財源／財政の特別管理に適用される基準をつくること。

物的財産

61-66A. 各単位は修道会と管区の方針によつて定められた機関で認められた年間予算をつくる。

B. 管区の方針は次のことを含む

- 1、個人として、または支部修道院として受けた金銭、または贈物の受領と使用に関する規定
- 2、財政的に、または他の方法で管区を支えるための支部共同体の負担金に関する規定
- 3、支部修道院の年間予算を準備する方法
- 4、目上とともに個人としてもうけている口座の監査についての指針
- 5、資金募集に関する指針と手続き
- 6、教会がたてている事業所以外の会計係として偉力く会員のための指針と手順
- 7、教会がスポンサーになつている仕事／施設以外のところで働く会員のための指針と手順

C. 限定された贈物とは寄贈者の表明された意向によつてその用途が限定された贈物である。総長と管区長だけが修道会の名によつて限定された贈物を受けるか、またはことわる権利をもつている。、総長または管区長は、現在または将来、会員個人、または修道会が財政的に、または法的に何らかの制約をうけるような限定された贈物を受ける場合、その評議会の決議投票によらなければならない。個々の会員は限定された贈物の受領または拒否に関してその管区の方針に従う。

CD-34

会員の身分

67-68A. 人は修道誓願をめざして段階的に成長していくのである。修練期前及び修練期におけるふさわしい権利と責任については、修道会の各統治単位の初期養成プログラムに明記されている。

本修道会の立誓願会員の権利と責任は次の通りである。

- 1、会憲に従い共同生活 (common life) と奉仕職を分かち合う
- 2、他の会員のために祈り、支えていく。又、他の会員の祈りや支えを受け入れる
- 3、会憲に従い、選挙権及び被選挙権を行使し、又、本会の統治に参加する。

B. 本会を退会した女性からの再入会の要請は管区長宛に出される。管区長は、管区評議会の決議投票をもって、その決定を下す総長に推薦する。その女性の再入会が認められるならば、管区長は、本修道会の共同生活 (common life) と奉仕職に基づく刷新のプログラムを総長に提出する。このプログラムは、その志願者の特別な必要性に合わせて立案されている。このプログラムは、通常の修練期のプログラムを合む必要はない。

C. 管区は、聖ヨゼフ会のカリスマを分かち合うが、本会において誓願を立てない一般会員 (lay associates) の為に規定を作ることができる。

生涯養成

69 A. 各管区は、修道女の生涯にわたる継続的個人の成長の機会を保証する方針及び手順を定める。これらの方針及び手順については、管区の会員に伝達されるべきである。

B. 管区長は、養成 (個人の成長) の種々の段階のプログラムを計画したり、実施したりする任務を他の人に委ねることができる。

CD-35

3 3

C. 養成計画 (個人の成長のプログラム) における、特に修練長の人材選出及び準備は、管区で優先させるべきである。人材の選出方法には、管区の会員からの示唆 (意見) を得るための何らかの手段が含まれるべきである。

D. 会員はその生涯を通して、本修道会の精神と目的に従い、信仰にもとづく奉獻 (faith commitment) を深めていく望みと、それを可能にしていくことのアきらかな証しをするのである。正常な生活のリズムは変化を含んでいるものであり、又、適応も必要なのである。会員は常に次の事柄をめざして生きるのである。

- 1、他の人からの全き受け入れや絶え間ない物理的な存在がなくても愛及び

愛情を与え、受け入れる能力

2、自分の霊性及び体験をより深く内省すること；そのような内省により、
会員は、人々、読書、あるいはその他の方法を通して、方向をさがし求 めるよ
うに導かれる。

3、十分な成熟

- a 自分の生活のリズムを認め、それに応えていく
- b 他の人の感じ方や望みに敏感であるが、他の人の賛同を必要と
しないで自由に行動出来る。
- c 自主的に行動 (self directed) し、かつ、相互依存的でもある。
- d 現実的に成功や失敗を認める
- e 他人を知ろうとし、又、他人によつても自分を知ってもらうよ

うにする

f 正義の声を聞き、それに応える

4、柔軟性があること

- a 誓願生活の挑戦を受け入れる
- b 新しい経験に向かつて開いている。
- c 目標と計画を再吟味し、修正する
- d 世界に対する教会の宣教の場で奉仕職の招きに応えるために必

要な時変更する

CD-36

初期養成

70-83A. 各管区は以下を含む包括的な初期養成計画（初期的個人の成長プログラム）
を作成する。

- 1、修練期前のプログラム
- 2、修練期のプログラム
- 3、本会における終生誓願宣立の準備期にある有期誓願のプログラム

B. 修道会の各管区の初期養成のプログラムは次のことを含む。

1、修練期前、修練期、有期誓願期の各段階における目標、目的、評価基準、
期間の長さ、権利と責任

- 2、各段階へ入るための許可についての資格と手順
- 3、養成担当者に関する明細と彼女らの役割に関する条件、彼女らの動きと任期、指導者、コアチームのメンバー、顧問の選定法
- 4、各段階に進む許可に関する推薦に関係する人事の選定
- 5、祈り、聖書、典礼、会憲とその他の修道会の文書、創立者の精神、修道会の歴史、誓願の生活、教会の教えと奉仕職、貧しい人々に対する私たちの在り方と奉仕、共同生活、美学、芸術、その他人間的成長と発達の分野での学習と経験のための準備

C. 初期養成のための管区のプログラムの承認は、総会、あるいは本部評議会の責任である。管区長は、その管区プログラムについて、総会、あるいは本部評議会に対して、直接に報告の責任がある。

CD-37

35

養成担当者は、管区長に初期段階における成長を知らせ、又、管区プログラムについて管区長に報告の責任がある。

D. 管区長は、初期養成（初期段階の成長）のプログラムを実施する権限を修練長及び他の養成担当者に委任する。初期養成（初期成長）の種々の段階を指導（導く）する会員は、コア・チームを形成し、又、初期養成に関連した管区方針の責任のある管区長及び管区評議会と共に働く。管区の初期養成委員会、あるいは、その目的のために奉仕する他の機関は、そのコア・チームと共に定期的に会合し、そのチーム及び管区評議会に勧告する。コミュニケーションの方針は、管区の適切なグループと共に作成される。これらのグループは、必要な時には管区評議会及びコア・チームに助言を与える。そのプログラムを実施するコア・チーム及びその他の人々は種々の背景（バックグラウンド）を持っているべきである。

E. 生活の証しを通して、すべての会員は他の人々に神がその人々を修道生活に招いておられるかどうかを考えるように勧めるのである。その人々が修練期、または他の初期養成の段階に入るのを推薦したり、あるいは承認したりする責任のある会員は自分が推薦する人々を個人的な接触を通して知るように努めるべきである。

F. 支部共同体が、初期養成期間にある女性と共に共同体や奉仕職を分かち合う前に、この両者はその経験の目標および相互の責任に関して準備を受けるべきである。

G. 修練期に受け入れられる女性

- 1、初期養成について会憲および管区のプログラムで述べられている必要資格を満たしていること
- 2、別の修道会において誓願あるいは誓約をたてていないこと
(本会に移るために指示されている条件を満たしている場合を除いて)
- 3、別の修道会への入会を隠していないこと

CD-38

E. 試みの期間は教会法によって少なくとも三年と決められている。試みの期間の長さとそのやり方は、その女性が聖ヨゼフ会のシスターのカリスマによって生きるように呼ばれているかどうかを確かめるためにふさわしいものでなければならない。会員はこの試みの期間に新しい会で誓願をたてないなら、もとの会に戻る権利と義務をもつ。

F. 転属するその修道女個人とそのことに関わっている会の権利及び責任については、同意書 (a written agreement) に述べられている。

G. 転属するその修道女個人とそれに関わる会の権利及び責任に関する方針と管理手順には、以下の事柄が守られることになる。

1、このことに関わっている各会の総長は、次の事柄について書面で同意を行なうのである。

- a 修道女が試みの期間中、いつでも前の会に戻る権利
- b もし、新しい会がその修道女を受け入れない場合に、元の会に戻るその修道女の権利と責任
- c 修道生活をやめることを望む場合、元の会からの退会許可を要請する責任
- d 試みの期間の費用についての責任
- e 適応出来る時点で、持参金と財産に関する事柄

2、このことに関わる会が、以上の事柄に関して相互の同意が得られない場合、本修道会の総長は、適切な法手段の原則に従い調停者を得ようと努める責任がある。

3、試みの期間中、その修道女は新しい会の会憲に従って生活する。
前の会での権利と義務は一時停止されている。

CD-42

H. 前の修道会で終生誓願をたてている修道女は、新しい会においても終生誓願をたてる。その修道女が、新しい会において、終生誓願をたてる時、以前の会におけるすべての絆、権利及び義務は消えるのである。

I. 新しい会に於いて終生誓願を宣立する時

- 1、まだ持参金が移されていない場合には、新しい会に移される。
- 2、修道女は、教会法及び民法に従い遺言書を作成するか、あるいは、以前の遺言を再検討する。
- 3、教会法と民法に従って、財産管理の行為に関する取り決めを行なうか、または再検討する。
- 4、その女性または彼女が移る修道会は、以前の奉仕やすでに今迄の会に譲渡されている財産に対する補償を要求しない。

J. その女性が修道会において試みの期間を申し分なく終了し、会を移ることに關するその他の条件を満たしているなら、管区長はその評議員の決議投票をもって 彼女にその修道会における誓願をたてることを許可することが出来る。

退 会

86-92A. 管区長は熟慮し、禁域法免除の期間を願い出た終生誓願宣立後の会員とよく話し合った上で、総長に対して、禁域法免除に関する彼女自身の意見を正式に伝える。総長はその会員の文書による願いと、管区長の意見を基にして、本部評議員の決議投票をもって三年を越えない範囲で禁域法免除の許可を出すことが出来る。

B. 禁域法免除の下にある会員は彼女の新しい状況と相容れない義務から免除されるとみなされる。この期間中、彼女は修道会内での選挙権、被選挙権を行使しない。

CD-43

もし彼女が修道会によつて管理されている財産を持つているなら、その財産は彼女に返される。

G. 重大な理由のため（例えば、醜聞、修道誓願に対する意志的かつ重大な違反、深い一致のさまたげの原因となり、共同体の分裂をまねくような行為）修道会は 総長を通して終生誓願をたてた会員の禁域法免除の正式な手続きの過程をはじめ ることができる。総長はその評議員の決議投票をもって聖座にその会員の禁域法免除の請願を行なう。

H. 強制退会の手続きは、適応される限り除名の場合と同じように行なわれる。

1. 総長はその評議員の決議投票（少なくとも4名の投票）をもつて公にカトリックの信仰を捨てた、あるいは、結婚の契約をした、あるいは、くわだてた会員 に対し、ただちに除名の宣言をしなければならない。

J. 普遍教会法の規定に従って、会員は、それらが重大で外的、かつ、本人の責任であることが法的に証明される場合、上記以外の理由で除名されることがある。 これらの場合、管区長は、その事実と責任性の証拠を集めて除名される会員に知らせ、彼女

はその告発と証拠に対して弁明する機会を与えられる。管区長は管区長と公証人によつて署名されたすべての書類を、その会員の署名のある文書による回答書を添えて総長に提出する。除名の手続きは次のようになされる。

1、管区長は証拠を集め、評議員と相談の上、その会員に文書または二人の証人の前での戒告を行なう。戒告は、咎められている行為について述べ、管区長とその会員との間でこれまで交わされた話し合いの内容が要約され、それが除名の手続きの始めであることが示され、その会員に対して彼らが15日以内に文書による回答を管区長に提出せねばならぬことを理解させるものでなければならない。これらの書類の写しが総長に提出される。

補則書

カロンデレットの
聖ヨゼフ修道会
2001年

補則書は会憲をおぎなう規範と手引きを内容とする。これらの規範と手引は、カロンデレットの聖ヨゼフ修道会の総会において変更することができる。

補 則 書

1.11111 生 活

修道誓願	7
祈 り	10
共同体	11
奉仕職	13

2. 組織と会員の・身分

修道会の統治	16
支部単位	16
地区単位	17
管区・準管区単位	18
本部統治	27
物的財産	34
会員の身分と修道会における生涯養成	35
会員の身分	35
養 成	35
転属と退会	41
転 属	41
退 会	43

補則書

第 1 部

生 活

4 – A. この修道会における修道誓願によって各会員は会憲にあらわされているようにキリ
8 ストの愛のおきてを生きる責任がある。*

B. 聖ヨゼフ会のシスターは、そのよこごびに満ちた生活の在り方によつて福音に対する公けの証しをする。彼女は女性として、また修道者として、余暇活動や生活状況の選択に関して人々や状況に対して細やかに、に配慮する。伝統としてシスターの身につける衣服は聖別のしるしであり、清貧の証しである。それは簡素でつましいものであり、シスターが奉仕する場の文化にふさわしく、修道生活をあらわすようなものである。管区長は必要な場合、このような指針からの例外を認めてもよい。

C. 通常、会員は全教会の保護者聖ヨゼフの祝日に誓願の更新をする。修道会における誓願更新にふさわしいどんな形式をとつてもよい。

D. 各シスターは人生のどの時期においても、貞潔に基づく独身者の愛と恵と挑戦統合していく責任がある。彼女は自己を知るように努め、女性であることを評価し、愛情豊かに円熟していく。彼女の人間関係は自分自身と他の人々を自由にしていくものとなるべきであり、支配や操ること、所有を排するものである。友情や他の関係のあらわし方において、個人と文化的な違いが尊重される。

E. 修道的清貧の精神で聖ヨゼフ会の各シスターはすべてのものを主からの賜と認めているので、それらを注意深く、敬意をもって使用する。共同の生活に必要な物の管理や使用において、私たちの関わりの中で正義が主要なものであることをはっきり示すべきである。

F. 私たち自身と他の人々の間における人間的貧しさは、文化的、知的、物質的、身体的、心理的、霊的な面での、まだ満たされていない種々の必要性をふくんでいる。会員はどのような貧しさであろうと、出来る限り排除するように努める。さらに修道会で一人ひとりが、また各グループが経済的貧困への意識を深め、悲惨な貧しさにともなう必要性に応じていくために、特別な関心を公に表わす。

* * 管区統治、管区長、副管区長、評議員、そして管区総会の責任と機能は準管区にも適応される。適応されないものは準管区統治の部分に述べられる。

G. 修道会のメンバーとして独自に、また他のグループと協働して貧困と不正義の原因をさぐり、明らかにしてそれを取り除くように働かなければならない。各管区は貧困を軽減するために、団体として、その能力に応じて報酬を支払うことができない人々やグループに対する奉仕ができるようにはからう。

H. 各会員、各単位は適正な運用の必要性を自覚しながら、修道会、教会、世界の中での相互依存の光に照して、あらゆる資源の使用について決定を下していく。本部、管区、支部の単位で決定を下す手順を明確にする。それらの決定についての責任性は会憲、補則書、そして管区の方針に明記されている。

I. シスターは財産に関するすべてのことについて、管区長またはその代理人と話し合う。財産を受ける時はいつも、その管理権の譲渡を行なう。彼女は管区長から、財産の譲渡、遺言の変更、終生誓願宣立後は彼女の財産にふくまれる不動産、動産を放棄する許可を願うことができる。管区長は総長の代理として管区評議会の決議投票をもってその要求を認めることができる。あるシスターに信託預金が積立てられていた場合、そのシスターはその元金も利子も個人的に使用しない。

J. この修道会における従順は次の責任をふくむ。

- 1、会憲、総会によつて与えられた指針、および共同の生活や奉仕職に関して決定する権限のある人々やグループに信仰に基づいて応答する。
- 2、支部、管区、または本部統治への参与
- 3、支部共同体の中に愛と奉仕をもって相互に支えあう雰囲気をつくるために協力すること。
- 4、共同体の中で権威のある職務にある会員を支え、協力し励ますこと。

K. 公式な従順の命令は文書か、または二人の証人の前で与えられなければならない。

L. 上級長上はその権限の一部を委任することができる。彼女は他の会員に対して、どの権限をだれに委任したかをはつきりと知らせる。最終的な責任は上級長上に残される。

- 9-
14
- A. 主の現存は、すべての被造物にあふれるばかりゆたかな生命を与える。簡素な生活の楽しみはレジャーであり、祈りである。レジャーに対する心がまえを養うことによつて、人生の危機におけると同じように日常生活における出来事のうちにも新しい意味を見つけるようになる。このような心がまえが祈りにおける神秘に対して目を開かせる土台となる。このような観想的な在り方は神の御業への驚異と畏敬の念をおこさせ、絶え間ない世界の再創造において神と共に働くことができる受容性へと導く。
- B. 聖書の神の御言葉についての黙想は各会員にとつても支部共同体にとつても祈りの生活の重要な部分である。神は、生活体験や歴史的な出来事を通じて御自分をお現わしになる。そしてそのことは、神の御言葉の光に帰されて観想されるべきである。
- C. 教会の祈りの共同体に属するものとして、会員も支部共同体も祈りと信仰の分かち合いによつて、他の人々と一致する機会を利用するようにすすめられる。

共同体

15 – A. 共同体は私たちが真に関わり合うとき、支部共同体のレベルで最も明らかに見え
19 る形で表わされる。各会員がおたがい同志の独自性に敏感になれば、生きている共同体の特徴である理解や開かれた態度や愛が可能になる。

B. 修道会の中には種々様々な共同体のあらわし方がある。管区長またはその代理者が各支部共同体の構成員と統治計画を承認する。会員は原則として共同体に住む。普遍教会法に従って管区長がある会員に「CS」の共同体から離れて生活することを認める時、管区長とその会員は相互の責任と共同体へのその会員の関わり方や参与について決定する。

C. 会員同志の交流は共同生活にとって本質的なものである。支部共同体の各人は互いに認め合い、支え合い、開かれた心で、正直に、互いの違いを克服しながら働くよう努める。共同体の共にする生活は、主における勇気と活力とよろこびの源となるべきである。

D. 各会員は全身全霊をあげて、共同体（支部、管区、修道会）のために必要な努力をする。彼女は共同体に貢献する上での、自分の、また他の人の、それぞれのやり方の多様性を認め、それを支持する。

E. 支部共同体の各人は、自分たちの生活の中で、ゆとりを重んじる姿勢と、美の評価を深めていくように努める。

F. 修道会内で、支部共同体やその他のグループで、会員の生活や修道会、教会や国の特別な出来事を共に祝うことがすすめられる。

G. 修道会の大切な出来事は次の通りである。

3月 19日	全教会の保護者、聖ヨゼフの祝日
3月 25日	お告げの祝日：1836年最初のシスターたちがカロントレットに到着
5月 1日	勤労者、聖ヨゼフの祝日
5月 16日 1877	年、アメリカで設立された会の最初の会憲の認可
8月 3日 1962	年、ペルーに最初のシスター達到着

8月14日	1956	年、日本に最初のシスター達到着
8月24日	1938	年、ハワイに最初のシスター達到着
9月9日	1863	年、修道会への教皇推奨決定書
10月15日	1650	年ごろ、ル・ピイで設立
11月22日	1843	年、マザーセントジョンフォントボンヌ帰天
12月8日	1987	年、チリーに最初のシスター達到着
12月30日	1669	年、ジャンピエールメダイユ師 SJ 帰天

H. 休暇とホームヴィジットに関する管区の方針は個人のそれぞれの必要性の違いが考慮される。

I. 各シスターや各支部共同体はそれぞれの可能性に従って小教区、教区およびその他の団体／組織を通して教会や世界の活動に与かる。

20 – A. 各会員はキリスト教的人間解放の助けとなるような生き方に招かれている。聖霊
22 の働きとしてキリスト教的解放とは、どんな種類の差別に対しても、また、十分な人間の成長を阻むあらゆる暴力や圧迫に対しても、すべての人に本来そなわっている人間の尊厳を認め肯定し、擁護していくために絶えず努力することなのである。各会員は教会および福音の社会的使命を果たしていくために時として、自分の証しや文化に逆わざるを得なくなることがあるのを悟る。病気や年齢に関わりなく、会員はその生活そのものによって、一致と和解の奉仕職を続けていく。

B. 奉仕職は次の条件がみたされるとき修道会の奉仕職として認められる。

- 1、神のみ国の建設をうながし、私たちの一致と和解の奉仕職を促進するものであつて、必要性がはっきりしているとき。
- 2、管区の方針に示されている手順にしたがって修道会がその会員の奉仕職を認める。

管区の方針に、会員や修道会が会員の奉仕職を変更するように招く手続きをはじめの権利について規定されるべきである。

C. 修道会は、会員が自分の関わっている分野で、自己の良心に従って証しをするようにすすめるとともに、正義の問題に関して公の立場をとる会員の権利を擁護する。個人やグループは、その言動によつて会や教会を反映していくのであるから、修道会と同じ立場をとっている人々と相互依存的に行動をする。

D. 各管区は次の事柄を規定する方針および手順を作製する。

- 1、各人の才能を発見して指導する。
- 2、会員の特別な奉仕職を決定するための祈りのうちに行なわれる熟慮の仕方
- 3、継続的な個人の成長のための諸機会
- 4、奉仕職 **はる** ける適格性と引退のための継続的教育

これらの方針の実施にあたっては、教会や修道会、また世界の必要性だ

けではなく、個人の賜物や耳能が考慮されるべきである。

E. 奉仕職に焦点をあわせながら各管区はリーヴ—シツフによって次のことを行なわなければならない。

1. 教会や世界の必要性を見きねめ、それにこたえていくために司教や修道者のプルーフやその他の機関と協力する。
2. 必要性を見出し、こたえていくために経路や方針や手順をもうける。
3. 個人として、また団体として行なう奉仕職の開始、継続、終了についての計画を発展させる。
4. 人間の尊厳と正義に関する問題に焦点をあてている組織に参加し、また可能な場合にはリーヴ—シツフをとるように会員たるを励ます。

F. 修道会として後援する施設は、キリストの使命に私達が参与していることの一つの表現である。カロンデレッドの聖ヨセフ修道会が後援する施設は法的な文書によって、修道会の継続的な関係を正式にされた施設である。この関係によって、施設と聖ヨゼフ会は一つであると分けに示す屯のである。この関係の目的は、その施設と、修道会の特性に基づいて、教会の使命が進められることである。

後援する施設のミツシヨンステートメントは、聖ヨセフ会の会憲の奉仕職の個所に表現されている原則と呼応するものでなければならない。後援する施設と修道会は相互関係で特徴づけられ、それぞれの施設と該当する管区の間覚え書きを必要とする。その覚え書きには以下のことがふくまれる。

- 1、管内にのこされる刀
- 2、施設と修道会の権利と責任
- 3、理事会の中で聖ヨゼフ会の会員が占める人数または割合
- 4、施設に派遣できる修道会の人的資源
- 5、後援する施設の目的と実績について評価する方法
- 6、その他相互にかかわる事項

修道会は組織的な構造にしたがって、後援する施設との関係は、管区内で直接表され、実行され、評価される。

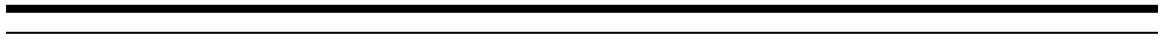
G. 修道会はどこに存在していても、その国民の習慣や言語、また文に敏感であり、それらを尊重する。またその人々から受け、学ぶために開かれた姿勢を表わす。

H. 修道会の会員はキリスト者の完主な自由に到達するために必要な自己判断を奨励するようすべての人に奉仕職を行なう。

I. 総長および本部評議員は、特定の領域において、管区間で、または修道会と修道会の間で人事交流がなされれば教会の宣教を促進させるであろうとみなされる時に決断を下す責任がある。会の資源が許す限りそれを行なう。また現存の各管区間の人事交流を実施するための方針と手順を承認する。

J. 修道会の本部および管区は現在の体制、方針、計画が会にとって効果的に必要性に応えることができるものであるかどうか、また、個々の会員にとって、神のみ国のために自己の賜を活かすことができるものであるかどうかを定期的に評価する。

補 則 書
第 2 部
組織と会員の身分



23 -
28

A. 各工具はその能力に応じて、支部、地区、管区そして本部の統治に参加する。統治には次のことが、\$hくまれる。

- 1、リーヴーシツフの行使
- 2、決定への参与
- 3、受容と履行、そして決定事項の定期的な再検討

B. 長上は修道会の終生誓願をたてた会員でなければならない。長上は会意と管区の計画によってその職務を遂行する刀と権威をもつ。

C・各統治単位の評価基準は以下のことをふく屯。

- 1、相互責任性
- 2、補完性
- 3、報告の義務と責任
- 4、修道会と教会にあける参与と協働の機会

各管区の統治計画は、管区内の報告の義務と責任と同様に、評価の手段も明確に記載される。総会は管区の統治計画を評価し、承認する。

29 -
31

A・支部共同体は修道会の生活と奉仕職を方向づけ、表現していく管区の過程に参加する。

B・管区の方針は、支部共同体の形成される方法と、支部共同体の構成員と統治形態を正式に認める責任者を定めている。

C・支部共同体は支部集会に出席する権利と責任を持つ、支部共同体の共同生活のあり方を計画するために、次の事柄についての話し合いと決定が必要である。

-
- 1、典礼生活、特に共同の祈りと聖体祭儀
 - 2、もてなしと祝い方についての川がまえと方式
 - 3、資源をわがち合う方法
 - 4、修道会や教会、また一般社会の生活に寄与していく方法
 - 5、各会員また、ブルーフ全体の権利を尊重し、それに答えるために必要な事柄

支部共同体は共同の生活に関するその他の決定をするためだけではなく、目標を決定し、吟味していくために必要とされる助けを求めていく責任がある。

D. 支部共同体は通常共同生活の管理のすべて、あるいは一部の責任をとる管理者または調整者をもつことができる。支部共同体のこの職務(または職務をつけた人)の義務と機能を明記しなければならぬ。そしてその共同体の長上と、その職務にかがわりのあるすべての人に、そのことを伝えなければならない。

E. 35人以上の会員がちな支部共同体は管区の統治計画の明細にしたがって3人の支部評議員を選 **13@0**

地区単位

32 A. 管区が地区に分かれて組織されている場合には、次の事柄について管区の統治計画で明確に記載される。

- 1、管区内にあける地区を設立するときの基準
- 2、地区長選出の方法
- 3、地区長に委ねられた義務と職務
- 4、地区長の任期および再任の回数:任期は最大限 4 年、一度だけ再選できる。

B. 地区長の義務と職務は次の責任を心く屯。

- 1、各会員をより偉大な愛と奉仕にまねくために必要な個人的な接触を保つ。

-
- 2、支部共同体にとっても、修道会にとっても相互に深めちれていくような共同体として支部共同体を理解すること。
 - 3、共同体を聖性へと導き、その共同体の属する教会の人々との関係を深めるように呼びかける。

地区長と支部共同体との関係についてはその職務の遂行によって関わりのあるすべての人に明確に伝えられなければならない。

管区、準管区単位

管区統治

A. 修道会の会員のブルーフラッグに関する十分な人材と資源があるなら管区として統治されることが出来る。

- 1、会の奉仕職を遂行するための柔軟性（flexibility）と、流動性（mobility）をそなえている。
- 2、会員の哀めに初期養成および生涯教育に、AI 素晴らしい機会を提供する。
- 3、経済的な安定

現時点での修道会の管区は、セント・ルイス、セントポーロ、方ーバニー、そしてロス・アンジェルズである。

B. 各管区は本部に経済的な援助をする。負担額は管区長との相談の上総長と本部評議員会が決定する。

C. 管区の統治計画には以下の事柄が含まれるべきである。

- 1、次にあげる人々の選出、交代、人数、任期および責任に関する明細記述
 - a. 管区長

-
- b. 副管区長(総長は管区長と副管区長の候補者を、最初の候補者名簿が公表される前に認証しなければならない)
 - c. 管区評議員
 - d. 地区長、もしあるなら

D. 管区の方針のすべては会憲の指針に従うべきであり、管区の会員に文書で伝えられなければならない。各管区は次の事柄を統治する方針を作成する。

- 1、共同の生活
- 2、奉仕職
- 3、個人の養成
- 4、諸経費と特別経費
- 5、管区と修道会への経済的援助
- 6、教会、修道会、または管区で定められているその他の方針

E. 誓願をたてた各会員は選挙権と被選挙権をもつ、通常、会員は派遣されている管区あるいは準管区でその選挙権を行使する。もしある会員が一時的の別の管区に派遣されているなら、管区間の人事方針に従い、選挙権を行使する。会員は総長、第一評議員、本部評議員、管区長、準管区管区長の被選挙権をもつ。副管区長、準管区副管区長を含むその他の役職のためには、通常、派遣されているところで被選挙権をもつ。ある会員が一時的に派遣されている場合、管区間の人事交流の方針に従って被選挙権をもつ。どの役職に対しても有資格者であるために、会員は被選挙権をもっているだけでなく、会憲、補則書、あるいは管区／準管区の統治計画に明記されている他の選挙資格に関する必要事項を満たしていなければならない。

管 区 長

F. 管区長は管区の通常の事務を管理する。

G. 次の責任を遂行する。

1、次の二つの事柄を果たしながら、教会や社会の必要性に従って管区内における修道会の奉仕職を方向づける。

a、管区の会員の奉仕職を正式に認める(confirming)こと

Missing page 21 G 1 b through page 28 top paragraph

第一評議員

54 D. 総長の死去、辞職、あるいは職務不能の場合には、第一評議員が総長の権限を引受け、新しい総長が選出されるまで本会を統治する。選挙のための定期総会が12ヶ月以内に開催されない場合には、第一評議員は、6ヶ月以内に選挙のための総会を召集する。

本部評議会

55 – E. 本部役員は総会で決定された方法により選出される。各管区、又は、各準管区
56 は本部評議員と共に、一人またはそれ以上の評議員と定期的に情報交換する方法を定める。本部評議員は自分の出身管区で任務を果たしている場合に所有するのと同じ選挙権及び被選挙権を自分の出身管区／出身準管区及び本会において保持している。本部評議員は、その管区の統治計画に明記されているように、出身管区の管区総会で職務上のメンバーとして、あるいは選出された代議員として参加することができる。

F. 本部役員チームのメンバーは、責任の分担を会員および関わりをもつグループや人々に知らせる。

G. 総長および第一評議員が共に、死去、辞職あるいは職務不能になつた場合にはそれ以外の本部評議員は管区長、準管区管区長らと相談し、聖座の承認を得て

一人の会員を総長の任務代行に任命する。任命された会員は一年以内に選挙総会を召集する。総長が総会の会期外に辞職する場合は、辞職を聖座に報告する。

H. 第一評議員の死去、辞職、免職、または職務不可能の場合は、新しい第一評議員を任命する前に、総長は本部評議会、管区長、準管区管区長と相談する。

I. 総長の職務不能については、本部評議員が、管区長、準管区管区長と相談の上で決定する。第一評議員の職務不能については、総長が本部評議員の決議投票および管区長、準管区管区長と相談の上決定する。

J. 総長または第一評議員が、会憲、補則書に定めている主な職責を一つまたはそれ以上、故意に無視している事実がある場合、聖座の同意を得て免職されることがある。総長の免職は本部評議員と管区長、準管区管区長の連合によって決定される。第一評議員の免職は総長と本部評議員、管区長、準管区管区長の連合によって決定される。どちらの場合も三分の二以上の得票が必要である。これに関してとられたすべての処置は聖座に報告される。

K. 本部評議員の死去、辞職、免職又は職務不可能の場合、総長はその評議員の任期満了まで、新しい評議員を指名する前に、それ以外の本部評議員、管区長、準管区管区長に相談する。

L. 本部評議員の職務不能については、総長がその評議員の出身管区／準管区の管区長／準管区管区長と相談の上、他の本部評議員の決議投票をもつて決定する。

M. 本部評議員が会憲と補則書に定められている主な職責の一つまたはそれ以上、故意に無視している事実がある場合、免職されることがある。免職は総長によって管区長、準管区管区長と相談の上、他の本部評議員の決議投票をもつて決定される。

総 会

N. 総長は、総会召集の少なくとも 10 ヶ月前に、総会の日時と場所を発表する。総長は、又、総会の議長をつとめる。審議事項のための一般総会は、通常、傍聴者（オブザーバー）として、本会の全修道女に公開されている。議長役は、本部評議会と相談の上、公開されない会議を召集する権利がある。総長は、総会の召集及び総会の議事録に関して、教会の適切な代表者と連絡を保つ。（communicates）

O. 選出された総会代議員の代理人は総会に出席しなければならない。代理人の役割については、総長と本部評議会が決定する。準管区総会において、総長と本部評議会との相談の上、準管区からの代理人の出席に関して調整することができる。

O. 各管区、準管区から、管区長/準管区長/副管区長またはチームの職にある者の中から選ばれた一人は役職上の有資格者である。先の役についていて、総会に全面的に参加する他の者は総会中は発言できる。選出された総会代議員の代理人は総会に出席しなければならない。代理人の役割については、総長と本部評議会が決定する。準管区総会において、総長と本部評議会との相談の上、準管区からの代理人の出席に関して調整することができる。

P. 各管区、準管区は本部役員の候補者として九人の名前をあげることができる。候補者は選挙総会が完了するまで総会に出席していなければならない。会憲以外につけ加えられる選挙の手順は次のとおりである。

- 1、各管区及び準管区が指名された人のリストが総会に提出される。
- 2、その他の指名が指名候補者の同意を得て、議場からなされることができる。
- 3、祈りにおける熟慮の期間の後、指名候補者と代議員が修道会と教会の現在の必要性によって要求されている種々のリーダーシップの性質について、討議しあう時間が設定される。
- 4、投票用紙を受取り、数えあげるために二名の集票係（tellers）が総会で任命される

Q. 審議事項の総会において、代議員らは祈りと対話を通して、修道会が進むべき方向と進展に関して神のみ旨をさがし求める。総長は、本部評議会とともに総会を準

備し、導いていくために用いられる提案された方針及び手順を設ける。総会の最初の決議は、総長及び本部評議会が提案した方針及び手順の再検討とその承認である。総会は会期中議事委員会のために働く人を加えてもよい。

R. 審議事項のための総会は、本修道会の立法機関として、又、修道会の公開討論会の場としての役割を果たす。総会には、次の権限が与えられている。

- 1、本修道会において、体験されている共同の生活 (common life) と奉仕職の再検討
- 2、前総会で定められた法的事項 (legislation) の実施状況の評価
- 3、会憲及び補則書における必要な変更
- 4、総会と関連する修道会全体の事柄の熟考
- 5、管区／準管区と本部レベルでの財源／財政の特別管理に適用される基準をつくること。

物的財産

- 61－
66
- A. 各単位は修道会と管区の方針によつて定められた機関で認められた年間予算をつくる。
 - B. 管区の方針は次のことを含む

-
- 1、個人として、または支部修道院として受けた金銭、または贈物の受領と使用に関する規定
 - 2、財政的に、または他の方法で管区を支えるための支部共同体の負担金に関する規定
 - 3、支部修道院の年間予算を準備する方法
 - 4、目上とともに個人としてもうけている口座の監査についての指針
 - 5、資金募集に関する指針と手続き
 - 6、教会がたてている事業所以外の会計係として偉力く会員のための指針と手順
 - 7、教会がスポンサーになっている仕事／施設以外のところで働く会員のための指針と手順

C. 限定された贈物とは寄贈者の表明された意向によってその用途が限定された贈物である。総長と管区長だけが修道会の名によつて限定された贈物を受けるか、またはことわる権利をもっている。、総長または管区長は、現在または将来、会員個人、または修道会が財政的に、または法的に何らかの制約をうけるような限定された贈物を受ける場合、その評議会の決議投票によらなければならない。個々の会員は限定された贈物の受領または拒否に関してその管区の方針に従う。

会員の身分と修道会における生涯養成

会員の身分

- 67 – A. 人は修道誓願をめざして段階的に成長していくのである。修練期前及び修練期
68 におけるふさわしい権利と責任については、修道会の各統治単位の初期養成プログラムに明記されている。

本修道会の立誓願会員の権利と責任は次の通りである。

- 1、会憲に従い共同生活 (common life) と奉仕職を分かち合う
- 2、他の会員のために祈り、支えていく。又、他の会員の祈りや支えを受け入れる
- 3、会憲に従い、選挙権及び被選挙権を行使し、又、本会の統治に参加する。

B. 本会を退会した女性からの再入会の要請は管区長宛に出される。管区長は、管区評議会の決議投票をもって、その決定を下す総長に推薦する。その女性の再入会が認められるならば、管区長は、本修道会の共同生活 (common life) と奉仕職に基づく刷新のプログラムを総長に提出する。このプログラムは、その志願者の特別な必要性に合わせて立案されている。このプログラムは、通常修練期のプログラムを合む必要はない。

C. 管区は、聖ヨゼフ会のカリスマを分かち合うが、本会において誓願を立てない一般会員 (lay associates) の為に規定を作ることができる。

生涯養成

69 A. 各管区は、修道女の生涯にわたる継続的個人の成長の機会を保証する方針及び手順を定める。これらの方針及び手順については、管区の会員に伝達されているべきである。

B. 管区長は、養成(個人の成長)の種々の段階のプログラムを計画したり、実施したりする任務を他の人に委ねることができる。

C. 養成計画(個人の成長のプログラム)における、特に修練長の人材選出及び準備は、管区で優先させるべきである。人材の選出方法には、管区の会員からの示唆(意見)を得るための何らかの手段が含まれるべきである。

D. 会員はその生涯を通して、本修道会の精神と目的に従い、信仰にもとづく奉獻(faith commitment)を深めていく望みと、それを可能にしていくことのあきらかな証しをするのである。正常な生活のリズムは変化を含んでいるものであり、又、適応も必要なのである。会員は常に次の事柄をめざして生きるのである。

- 1、他の人からの全き受け入れや絶え間ない物理的な存在がなくても愛及び愛情を与え、受け入れる能力
- 2、自分の霊性及び体験をより深く内省すること;そのような内省により、会員は、人々、読書、あるいはその他の方法を通して、方向をさがし求めるように導かれる。
- 3、十分な成熟
 - a 自分の生活のリズムを認め、それに応えていく
 - b 他の人の感じ方や望みに敏感であるが、他の人の賛同を必要としないで自由に行動出来る。
 - c 自主的に行動(self directed)し、かつ、相互依存的でもある。
 - d 現実的に成功や失敗を認める
 - e 他人を知ろうとし、又、他人によつても自分を知ってもらうようにする
 - f 正義の声を聞き、それに応える
- 4、柔軟性があること
 - a 誓願生活の挑戦を受け入れる
 - b 新しい経験に向かつて開いている。

-
- c 目標と計画を再吟味し、修正する
 - d 世界に対する教会の宣教の場で奉仕職の招きに応えるために必要な時変更する

初期養成

70 – A. 各管区は以下を含む包括的な初期養成計画（初期的個人の成長プログラム）を
83 作成する。

- 1、修練期前のプログラム
- 2、修練期のプログラム
- 3、本会における終生誓願宣立の準備期にある有期誓願のプログラム

B. 修道会の各管区の初期養成のプログラムは次のことを含む。

- 1、修練期前、修練期、有期誓願期の各段階における目標、目的、評価基準、期間の長さ、権利と責任
- 2、各段階へ入るための許可についての資格と手順
- 3、養成担当者に関する明細と彼女らの役割に関する条件、彼女らの動きと任期、指導者、コアチームのメンバー、顧問の選定法
- 4、各段階に進む許可に関する推薦に関係する人事の選定
- 5、祈り、聖書、典礼、会憲とその他の修道会の文書、創立者の精神、修道会の歴史、誓願の生活、教会の教えと奉仕職、貧しい人々に対する私たちの在り方と奉仕、共同生活、美学、芸術、その他人間的成長と発達の分野での学習と経験のための準備

C. 初期養成のための管区のプログラムの承認は、総会、あるいは本部評議会の責任である。管区長は、その管区プログラムについて、総会、あるいは本部評議会に対して、直接に報告の責任がある。養成担当者は、管区長に初期段階における成長を知らせ、又、管区プログラムについて管区長に報告の責任がある。

D. 管区長は、初期養成(初期段階の成長)のプログラムを実施する権限を修練長及び他の養成担当者に委任する。初期養成(初期成長)の種々の段階を指導(導く)する会員は、コア・チームを形成し、又、初期養成に関連した管区方針の責任のある管区長及び管区評議会と共に働く。管区の初期養成委員会、あるいは、その目的のために奉仕する他の機関は、そのコア・チームと共に定期的に会合し、そのチーム及び管区評議会に勧告する。コミュニケーションの方針は、管区の適切なグループと共に作成される。これらのグループは、必要な時には管区評議会及びコア・チームに助言を与える。そのプログラムを実施するコア・チーム及びその他の人々は種々の背景(バックグラウンド)を持っているべきである。

E. 生活の証しを通して、すべての会員は他の人々に神がその人々を修道生活に招いておられるかどうかを考えるように勧めるのである。その人々が修練期、または他の初期養成の段階に入るのを推薦したり、あるいは承認したりする責任のある会員は自分が推薦する人々を個人的な接触を通して知るように努めるべきである。

F. 支部共同体が、初期養成期間にある女性と共に共同体や奉仕職を分かち合う前に、この両者はその経験の目標および相互の責任に関して準備を受けるべきである。

G. 修練期に受け入れられる女性

- 1、初期養成について会憲および管区のプログラムで述べられている必要資格を満たしていること
- 2、別の修道会において誓願あるいは誓約をたてていないこと(本会に移るために指示されている条件を満たしている場合を除いて)
- 3、別の修道会への入会を隠していないこと

Missing: Page 36, G 4. through page 39, the end of D

E. 試みの期間は教会法によって少なくとも三年と決められている。試みの期間の長さとそのやり方は、その女性が聖ヨゼフ会のシスターのカリスマによって生きるように呼ばれているかどうかを確かめ

るためにふさわしいものでなければならない。会員はこの試みの期間に新しい会で誓願をたてないなら、もとの会に戻る権利と義務をもつ。

F. 転属するその修道女個人とそのことに関わっている会の権利及び責任については、同意書(a written agreement)に述べられている。

G. 転属するその修道女個人とそれに関わる会の権利及び責任に関する方針と管理手順には、以下の事柄が守られることになる。

- 1、このことに関わっている各会の総長は、次の事柄について書面 で同意を行なうのである。
 - a 修道女が試みの期間中、いつでも前の会に戻る権利
 - b もし、新しい会がその修道女を受け入れない場合に、元の会に戻るその修道女の権利と責任
 - c 修道生活をやめることを望む場合、元の会からの退会許可を要請する責任
 - d 試みの期間の費用についての責任
 - e 適応出来る時点で、持参金と財産に関する事柄
- 2、このことに関わる会が、以上の事柄に関して相互の同意が得られない場合、本修道会の総長は、適切な法手段の原則に従い調停者を得ようと努める責任がある。
- 3、試みの期間中、その修道女は新しい会の会憲に従って生活する。
前の会での権利と義務は一時停止されている。

H. 前の修道会で終生誓願をたてている修道女は、新しい会においても終生誓願をたてる。その修道女が、新しい会において、終生誓願をたてる時、以前の会におけるすべての絆、権利及び義務は消えるのである。

I. 新しい会に於いて終生誓願を宣立する時

- 1、まだ持参金が移されていない場合には、新しい会に移される。

-
- 2、修道女は、教会法及び民法に従い遺言書を作成するか、あるいは、以前の遺言を再検討する。
 - 3、教会法と民法に従って、財産管理の行為に関する取り決めを行なうか、または再検討する。
 - 4、その女性または彼女が移る修道会は、以前の奉仕やすでに今迄の会に譲渡されている財産に対する補償を要求しない。

J. その女性が修道会において試みの期間を申し分なく終了し、会を移ることにするその他の条件を満たしているなら、管区長はその評議員の決議投票をもって彼女にその修道会における誓願をたてることを許可することが出来る。

退 会

86—
92

- A. 管区長は熟慮し、禁域法免除の期間を願い出た終生誓願宣立後の会員とよく話し合った上で、総長に対して、禁域法免除に関する彼女自身の意見を正式に伝える。総長はその会員の文書による願いと、管区長の意見を基にして、本部評議員の決議投票をもって三年を越えない範囲で禁域法免除の許可を出すことが出来る。
- B. 禁域法免除の下にある会員は彼女の新しい状況と相容れない義務から免除されるとみなされる。この期間中、彼女は修道会内での選挙権、被選挙権を行使しない。

Missing: Page 41, the rest of B through page 42, F.

G. 重大な理由のため(例えば、醜聞、修道誓願に対する意志的かつ重大な違反、深い一致のさまたげの原因となり、共同体の分裂をまねくような行為)修道会は総長を通して終生誓願をたてた会員の禁域法免除の正式な手続きの過程をはじめることができる。総長はその評議員の決議投票をもって聖座にその会員の禁域法免除の請願を行なう。

H. 強制退会の手続きは、適応される限り除名の場合と同じように行なわれる。

I. 総長はその評議員の決議投票(少なくとも 4 名の投票)をもつて公にカトリックの信仰を捨てた、あるいは、結婚の契約をした、あるいは、くわだてた会員に対し、ただちに除名の宣言をしなければならない。

J. 普遍教会法の規定に従って、会員は、それらが重大で外的、かつ、本人の責任であることが法的に証明される場合、上記以外の理由で除名されることがある。これらの場合、管区長は、その事実と責任性の証拠を集めて除名される会員に知らせ、彼女はその告発と証拠に対して弁明する機会を与えられる。管区長は管区長と公証人によつて署名されたすべての書類を、その会員の署名のある文書による回答書を添えて総長に提出する。除名の手続きは次のようになされる。

- 1、管区長は証拠を集め、評議員と相談の上、その会員に文書または二人の証人の前での戒告を行なう。戒告は、咎められている行為について述べ、管区長とその会員との間でこれまで交わされた話し合いの内容が要約され、それが除名の手続きの始めであることが示され、その会員に対して彼女が 15 日以内に文書による回答を管区長に提出せねばならぬことを理解させるものでなければならない。これらの書類の写しが総長に提出される。

Missing: Page 43, 2 through the end.